

## 平成28年第1回 飯塚市議会会議録第5号

平成28年3月3日（木曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第9日 3月3日（木曜日）

#### 第1 一般質問

#### 第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第 1号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)  
( 総務委員会 )
- 2 議案第 2号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
( 総務委員会 )
- 3 議案第 3号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
( 総務委員会 )
- 4 議案第 4号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
( 総務委員会 )
- 5 議案第 5号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)  
( 総務委員会 )
- 6 議案第 6号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)  
( 総務委員会 )
- 7 議案第 7号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)  
( 総務委員会 )
- 8 議案第 8号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)  
( 経済建設委員会 )
- 9 議案第 9号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)  
( 経済建設委員会 )
- 10 議案第10号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)  
( 経済建設委員会 )
- 11 議案第12号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計予算  
( 厚生委員会 )
- 12 議案第13号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計予算  
( 厚生委員会 )
- 13 議案第14号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算  
( 厚生委員会 )
- 14 議案第15号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算  
( 経済建設委員会 )
- 15 議案第16号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算  
( 経済建設委員会 )
- 16 議案第17号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算  
( 経済建設委員会 )
- 17 議案第18号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

- ( 経済建設委員会 )
- 18 議案第 19 号 平成 28 年度飯塚市駐車場事業特別会計予算  
( 経済建設委員会 )
- 19 議案第 20 号 平成 28 年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算  
( 経済建設委員会 )
- 20 議案第 21 号 平成 28 年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算  
( 市民文教委員会 )
- 21 議案第 22 号 平成 28 年度飯塚市学校給食事業特別会計予算  
( 市民文教委員会 )
- 22 議案第 23 号 平成 28 年度飯塚市水道事業会計予算  
( 経済建設委員会 )
- 23 議案第 24 号 平成 28 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算  
( 経済建設委員会 )
- 24 議案第 25 号 平成 28 年度飯塚市下水道事業会計予算  
( 経済建設委員会 )
- 25 議案第 26 号 平成 28 年度飯塚市立病院事業会計予算  
( 厚生委員会 )
- 26 議案第 27 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例  
( 総務委員会 )
- 27 議案第 28 号 飯塚市行政不服審査会条例  
( 総務委員会 )
- 28 議案第 29 号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例  
( 総務委員会 )
- 29 議案第 30 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
( 厚生委員会 )
- 30 議案第 31 号 飯塚市職員の退職管理に関する条例  
( 総務委員会 )
- 31 議案第 32 号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
( 総務委員会 )
- 32 議案第 33 号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
( 経済建設委員会 )
- 33 議案第 34 号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例  
( 総務委員会 )
- 34 議案第 35 号 飯塚市職員の給与に関する条例及び飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
( 総務委員会 )
- 35 議案第 36 号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
( 市民文教委員会 )
- 36 議案第 37 号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例  
( 市民文教委員会 )
- 37 議案第 38 号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

- ( 厚生委員会 )
- 38 議案第 39 号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
( 厚生委員会 )
- 39 議案第 40 号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例  
( 総務委員会 )
- 40 議案第 41 号 飯塚市中小企業振興基本条例  
( 経済建設委員会 )
- 41 議案第 42 号 飯塚市消費生活センター条例  
( 市民文教委員会 )
- 42 議案第 43 号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
( 総務委員会 )
- 43 議案第 44 号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)  
( 総務委員会 )
- 44 議案第 45 号 変更契約の締結((仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(1工区)工事)  
( 市民文教委員会 )
- 45 議案第 46 号 変更契約の締結((仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(電気設備・その1)工事)  
( 市民文教委員会 )
- 46 議案第 47 号 変更契約の締結((仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(給排水衛生設備・その1)工事)  
( 市民文教委員会 )
- 47 議案第 48 号 変更契約の締結((仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(空調設備)工事)  
( 市民文教委員会 )
- 48 議案第 49 号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)  
( 市民文教委員会 )
- 49 議案第 50 号 指定管理者の指定期間の変更(飯塚市斎場)  
( 市民文教委員会 )
- 50 議案第 51 号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めること  
( 総務委員会 )
- 51 議案第 52 号 市道路線の認定  
( 経済建設委員会 )
- 52 議案第 53 号 専決処分の承認(平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))  
( 厚生委員会 )
- 第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託
- 1 議案第 76 号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)  
( 総務委員会 )
- 2 議案第 77 号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例  
( 市民文教委員会 )
- 第4 請願の委員会付託
- 1 請願第 5号 玄海原発再稼働について(株)九州電力に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願  
( 総務委員会 )
- 2 請願第 6号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願  
( 議会運営委員会 )

## ○会議に付した事件

### 議事日程のとおり

#### ○議長（鯉川信二）

これより、本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。

6番 奥山亮一議員に発言を許します。6番 奥山亮一議員。

#### ○6番（奥山亮一）

公明党の奥山亮一でございます。よろしくお願いいたします。

通告に従い質問させていただきます。まず、住宅課の皆様には日ごろ、ルーティン業務とまた夜遅くに各団地の説明会、意見交換会等、ご尽力いただきまして、ありがとうございます。先日もある団地で、住民の方19名と意見交換をされて、いろんなご注文をその場で聞きながら、今回この長寿命化等に反映させていこうということで、いつもご努力いただいておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

さて、昨年10月に策定しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略のまち、いわゆる公共住宅について、将来ビジョン、また現在住宅に住んでいただいている住民の方、今後移住などを考えている方も選択肢に入れられるよう、希望あるご答弁をお願いします。

市営住宅の目的については、本市のホームページに、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むために足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」とあります。また、先日の施政方針でも市営住宅については、「「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、屋上防水や外壁等の維持補修工事を行うとともに、管理戸数の適正化を図りながら快適な住環境の整備に努めてまいります。」と言われております。ぜひ、平成28年度の事業にとどまることなく、将来も継続して努力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、市営住宅のストック状況についてお伺いします。市営住宅のストック状況につきましては、平成18年に1市4町で合併し、その当時の合計人口が約13万5千人、市営住宅が約4460戸であったと思います。平成23年の同僚議員の市営住宅のストックに対する質問に、27年度の目標整備戸数を3900戸から4100戸にすると答弁されております。平成23年から4年以上が経過しておりますが、現在のストック状況、また適正管理に向け、どのような取り組みをされたか、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

#### ○都市建設部長（菅 成徹）

平成28年2月末現在の市営住宅のストック状況は、住宅団地は70団地、797棟、管理戸数は4422戸となっております。そのうち、入居戸数は3602戸、空き家戸数は820戸となっております。適正管理戸数に向けた取り組みにつきましては、建て替え等の計画を予定している住宅においては、近隣の住宅への政策的住み替えをお願いし、集約を図るべく事業を進めております。また、公募を停止している住宅においては、政策的な住み替え及び払い下げを具体策として進めております。政策的な住み替えにつきましては、本年度において緑ヶ丘住宅の住み替えを行っております。また、ほかの住宅におきましても承諾をいただき、来年度の実施に向け事業を進めてまいります。なお、住み替えにつきましては、入居者の移転意向が重要となりますので、アンケート等を実施し、事業を進めておりますが、「長年住み続け愛着がある」、「家賃が上がる」等の意見が多い状況もございます。個別に調整を図っておりますことから、時間を要している状況でございます。また、戸建て住宅の払い下げにつきましては、測量などの事業を進め整理をしている状況でございます。払い下げにつきましても、入居者の意向が重要でございますの

で、計画通りに進んでいない状況ではございますが、個別に調整を図りながら、適正な管理戸数に向け事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今のご答弁によりますと、4422戸に対し、820戸の空き家で約18.5%にもなります。かなり多いと思います。どのように思われておりますか。また、年4回の公募に申し込みをしても倍率が高く、なかなか当選しないと聞きます。その空き家820戸すべてが公募可能なのか、お願いいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

建て替え計画などにより公募停止している空き家を除きまして、補修を実施することで、公募対象にできる空き家は、820戸のうち、371戸となっております。適正な管理戸数に向け事業を進めている状況でございますので、現在のところ、多いという認識はもってはおられません。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今のご答弁ですと、公募可能が371戸ということですが、公募できない残り449戸は、どのような物件でどういうふうに管理をされておりますか、お願いします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

建て替え計画等により公募停止にしている空き家が406戸、不正退去及びその他の事情で公募できない空き家が43戸となっております。公募のできない住宅につきましては、不法侵入等がないように封鎖し、暗幕などで住宅内が見えないように処理をしております。また、不法投棄等の問題が生じていないのかも確認をいたしております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

それでは、現在年4回の公募が行われておりますが、当選した方の入居状況はどのようになっていますか、お願いします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

公募による入居状況につきましては、平成27年度の実績で申し上げますと、2月分は現在入居に向け関係書類を受理している段階でございますので、見込数となりますが、昨年5月から2月までの募集戸数101戸に対しまして、申し込み者457名、入居見込戸数は66戸となっております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ただ今の説明によりますと、募集戸数に対して、かなり多くの方が申し込みをしているにもかかわらず、おおむね6割程度の入居実績にとどまっているとのことですが、どのような理由によるものなのでしょうか、お願いします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

比較的新しい住宅については、当選後に辞退される方はおられません、当選されても、室内等の下見をされた結果、「想像していた物件と異なる」という理由で辞退される方や、「入居要件を満たせない」といった方もおられますが、大半は、本市の市営住宅のほとんどが、昭和40年から50年代に建築されたものが多く、老朽化が著しく、室内の改修工事を行っても建物本体が古いという理由で辞退されております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

確かに新しい住宅に申し込みが集中するということは理解できますが、しかしながら、古い住宅であっても、管理している以上、少しでも多くの方に入居をしていただくために、補欠の当選者をふやすとかいうことができないかと思えます。

1つ目として、入居率アップに向け、どのような取り組みをされていますか。それと2つ目として、本市の管理計画をお尋ねする前に、まず、国交省の公営住宅等長寿命化計画策定指針には、今後の住宅政策のあり方について、どのように考えが示されているか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

まず、入居率アップにつきましては、公募した住宅の抽選の際には、申し込みの状況にもよりますが、当選者のほか補欠当選者を第3位まで選定することとしております。当選者が審査に必要な書類をそろえて下見までに2週間ほど時間を要していますので、現状では、当選者ほか、補欠当選者3人が適当というふうに考えております。また、比較的新しい住宅の場合は、3位まで設けることが可能でございますが、申し込みの少ない住宅については、補欠を設けることができない場合があります。当選者が辞退された場合、入居者がいない状況となっております。そのような住宅につきましては、随時募集を実施することにより、入居率のアップにつながるよう努力をいたしております。

次に、国土交通省の公営住宅等長寿命化計画策定指針には、「つくっては壊す」消費型から、「いいものをつくって、きちんと手入れして、長く大切に使う」というストック重視へ転換を図り、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックの形成を図る必要があることなどが示されております。また、長寿命化に資する改善を実施していくためには、長期的な視野に立った計画的な修繕を実施することが重要であるとも示されております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今ご答弁いただいた長寿命化を実施するためには、長期的な視野に立った計画的な修繕を実施することが重要であるとのことですが、そのためには、住宅の状態を把握し、適切な時期の点検、この点検については、国交省は指針の中で、何度も点検の強化と言っております。また早期の改善が重要になってくると思われませんが、どのような考え方が示されているか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

水漏れ、外壁のひび割れ等、不特定の時期に発生する不具合に対し、その都度実施する必要がある経常的な修繕など、あらかじめ想定される修繕事項を整理し、計画的に取り組むことができ

る体制を準備しておくことが必要であり、日常的な保守点検の充実は、建物の老朽化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕等の工事の効率的な実施にもつながると示されております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今ご答弁いただいた計画的に取り組みできる体制とはどんな体制ですか。また、点検について伺います。国交省は点検の強化と言っておりますが、本市の点検方法、また平成19年のストック総合活用計画と平成24年の飯塚市公営住宅等長寿命化計画の点検業者を同一にし、同じ点検項目で判定してあると思っておりますが、同一業者による点検かどうか、お願いいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

計画的に取り組むことができるような体制とは、環境・資金を準備し、標準的な住棟における計画修繕期等を設定すること及び、年次計画を立てる際に点検内容の確認をすることでございます。点検は、住宅ごと、もしくは団地ごとに、耐用年限経過状況、劣化状況等をデータ化に基づき行っております。また、ストック総合活用計画と長寿命化計画の点検業者は、計画策定を委託した業者が異なりますことから、同一業者ではございません。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

業者が異なれば、判定結果が変わってくると思っております。例として、花瀬住宅の平成19年に行われたストック総合活用計画と平成24年に行われた長寿命化計画の判定結果を確認しますと、個別改善から維持管理になって判定が違っております。なぜそのようなになったのか、お願いいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

住宅によって、判定結果が変わった根拠は、それぞれの計画を策定する中で、経過年数等の選定基準が異なっているためでございます。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ちょっと、なかなかわかりづらかったですけど、次に、本市の長寿命化計画についてお尋ねします。先ほどの入居実績時の説明にもありましたが、ほとんどが昭和40年、50年代に建築されており、老朽化が著しく、修繕などを行っていても入居を辞退される。また、応募すらない建物についても管理方針が示されていると思われませんが、どのような内容になっているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

平成19年3月に策定いたしました「市営住宅ストック総合活用計画」の進捗状況を踏まえて、ライフサイクルコストの削減を図っていく長寿命化のための維持管理計画の方針などを示しており、計画期間は平成24年度から平成33年度までといたしております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、公営住宅の活用についてお尋ねします。今後どのような方法で住宅を維持、活用するようになっているのか。また、多様なニーズをどのように把握し、修繕、整備しているのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今後の公営住宅等の活用につきましては、建て替え、用途廃止、維持管理、改善の4つの手法を用いて実施したいというふうに考えております。多様なニーズということで、具体的なニーズ調査は行っておりませんが、日々、個別の相談等により随時対応をしているところでございます。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

それではその4つの項目について、どのような活用内容か、またどのような基準で判定されたのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

建て替えには、公営住宅を除却し、土地の全部または一部の区域に、新たに公営住宅を建設する現地建て替え、それと用途廃止を行い、他の団地へ統合もしくは他の利便性の高い場所などに新たに公営住宅を建設する、非現地建て替えがあります。

次に、用途廃止とは、公営住宅などとして管理することを止め、建物を除却することです。

次に、維持管理とは、日常的な維持保守点検、一般修繕、計画修繕などを行い、住宅の効用を維持するというものです。改善には、個別改善と全面的改善があり、個別改善は安全性の確保や居住性向上、さらには長寿命化等、既往の住宅において不足している機能を一部改善するもので、全面的改善には個別改善の指定メニューを含めた、全面的、またはそれに準じて改善を行うものです。活用計画の手法は、点検データに基づき、活用の必要性などの視点から専門家による判定を行い選定いたしております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

それでは個別改善とは、耐用年数の経過により、国からの補助がないため、住民等からの申請により、一般会計から修繕を行うものなのですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

主には、国庫補助がないため耐用年数の経過により、国庫補助以外の住宅につきましては、一般財源で活用するというふうにしております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、先ほどの4つに分類する判定理由の中に、高度利用の可能性が高い、低いとありますが、高度利用の可能性とはどのようなことなのか、お願いします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

高度利用の可能性とは、団地に係る法規制、位置条件、団地の敷地規模及び形状等により、将来的な住宅及び土地の利用の可能性を評価するものでございます。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ちょっと少し、わかりづらかったのですが、こういうことですか。将来その土地を利用する場合に、利用価値が高いか、低いかということですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

そのとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、予算について伺います。平成24年の判定に基づき、平成33年までの計画を立て、今後実施していくということになるわけですが、実施に必要な予算計上は漏れなくできているのか、お尋ねします。

なぜ、予算について伺うかといいますと、よく耳にするフレーズですけれども、予算がない、財政が厳しいと言われ、今はできないとの返事が多く、住民の皆さんも渋々納得せざるを得ません。私は必要などころには必要な予算を配分すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

長寿命化計画には、概算ではございますが、維持・改善に係る平成33年度までの事業計画が示されており、それをもとに毎年度工事費等を必要経費として計上いたしております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ありがとうございます。それを聞いて安心いたしました。

次に、耐用年数を経過した居住について伺います。本市の住宅は、先ほどもあったように昭和40年から50年の建設で、築50年から40年の建物が多く、耐用年数の35年を既に経過しております。外壁のコンクリートは劣化ではがれ落ちたり、住居内についても傷みが激しい状況です。また、このような建物については、1棟に1世帯から2世帯の入居しかない状況です。今後、どのような対応をしていくのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

耐用年数が経過している住宅につきましては、外壁・防水等の改善工事が国庫補助の対象とならないことから財源確保が難しく、実施することが難しい状況でございます。しかしながら今後は個別改善の手法を用いて管理したいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、冒頭で話しました、施政方針に管理戸数の適正化を図りながら、快適な住環境整備に努めていくとありますが、耐用年数が経過し、老朽化した建物は決して快適とは言い難いと思います。このような住宅へ居住継続はできるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

耐用年数が経過し、用途廃止の判定結果が出ている住宅にも居住者がおられます。居住者がおられる限り、用途廃止はできませんので、安全性の確保や居住性向上のための個別改善を実施することにより、継続的に居住することが可能になるものと考えております。しかしながら、住宅の現状を踏まえた適切な方策を講じなければならないことから、今後、居住者のご意見を尊重しながら、他の住宅への住み替え等による住宅の集約、建て替え及び全面的な改修などについて、財政状況を勘案しながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今までに住宅課からそのような建物に居住されている方に、住み替えなどのアクションをされたことがありますか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

一部ではありますが、公募をしていない住宅の入居者の方に対し、住み替えなどの相談をしております。本年度も近隣住宅への政策的住み替えをお願いし、了承を得ておりますことは、先ほどの答弁の中で適正管理に向けた取り組みの中で、ご説明をいたしましたとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、アンケートの実施について、お伺いします。長寿命化計画により、平成33年度までの計画がされております。これは行政が計画し、実施していくわけですが、実際そこに居住されている住民の方との意識に差があるというふうに思います。また、ニーズ把握がされていないため、的確なものになっていないような気がしますが、どうでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

長寿命化計画策定時に、71団地、4423戸のうち、対象者の団地に隔たりが生じないように、団地別の入居者数、旧市町別戸数の割合、経過年数等によるバランス等を配慮し、対象世帯を抽出し、世帯構成などの属性、住宅に対する意識、定住及び建て替えの意向について、アンケートを実施しており、住民ニーズにつきましては、おおむね把握できているものというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

長寿命化計画策定時に、抽出によるアンケート調査を実施したとのことですが、愛媛県の今治市では、策定前に全入居者にアンケート調査を行っております。内容によりますと、現在の住まいと周辺環境に対する評価、新しい市営住宅への要望、将来の市営住宅の環境整備要望など、住民の皆様が納得いく計画を策定し、全市民の方が閲覧できるようにホームページにアップされて

おります。本市も今後、定住移住促進に向け、よりよい計画となるよう、ぜひアンケートを実施してはどうですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

今後の長寿命化計画の実施状況を確認いたしまして、見直し等が必要な場合には、そういうふうな先進地の事例等も参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひ、お願いいたします。最後に、今後の家族構成の動向、ライフスタイルやライフサイクルに対応した住宅、高齢者対応住宅、バリアフリー住宅になりますが、身体障がい者住宅や長期にわたり効率よく利用でき、改善やリフォーム等が実施しやすい住宅を検討していくためにも、早期にアンケート調査を実施していただくとともに、居住者のニーズに応じた住宅管理計画の実施を要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

5番 光根正宣議員に発言を許します。5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、AEDについてお尋ねいたします。昨年、消防庁が発表した平成26年中に一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者は全国で2万5255人であり、一般市民が何らかの心肺蘇生を実施したのは1万3679人、54.2%。そのうち1カ月後の生存者は2106人、生存率は15.4%となっております。さらに、一般市民がAEDを使用した傷病者は1030人であり、1カ月後の生存者は519人、生存率は50.4%となり、心肺蘇生をしなかった場合と比較して約6倍生存率は高くなっているようであります。心肺停止者の救命に当たっては、蘇生開始まで1分おくれるごとに生存率が約10%低下すると言われております。現在、日本では救急車が到着するまでに要する平均時間は8.6分と年々遅くなっている状況であります。救急車到着までの時間に的確な手を打てば確実に生存率は上がると思われれます。

このAED、正式には「自動体外式除細動器」といいますが、以前に比べ、最近は公共施設をはじめ、人が多く集まる場所にはよく見かけるようになりました。飯塚市でも市役所をはじめ、多くの公共施設に設置されております。ただ、それはここ10年くらいのことかと思いますが、AEDを設置した経緯についてお尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

AEDはそれまで医師しか使用できなかったところ、平成15年に医師の指示が無くても救命救急士が使用できるようになり、平成16年7月1日付厚生労働省医政局長通知「非医療従事者

による自動体外式除細動器（AED）の使用について」におきまして、救命の現場に居合わせた市民が使用できるようになりました。それを受けまして、本市の施設につきましても、平成18年度に飯塚竜王ライオンズクラブから2台寄贈され、本庁1階と別館1階に設置いたしました。あわせて、財団法人福岡県市町村振興協会のAED配布事業によって75台の配布を受け、公立小中学校、各支所、出張所、体育館、公民館、福祉施設などに配置いたしております。その後、平成20年度に同じく福岡県市町村振興協会のAED配布事業によりまして、さらに18台の配付を受け、保育所、幼稚園などに設置したのち、平成21年度には経済危機対策臨時交付金を活用し、36台を購入いたしまして、児童センターや図書館などに配置をしている状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

これまで徐々にAEDの設置台数がふえてきたわけですが、その結果、現在のAEDの設置状況はどのようになっておりますでしょうか。また、現在の担当課はどこになりますか。あわせてお願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

本市の施設に設置しておりますAEDは、平成27年4月1日現在で112カ所でございます。本庁、各支所、小中学校、児童センター、保育所、公民館、福祉施設、体育施設などに設置をいたしております。担当課でございますが、健康・スポーツ課が所管をいたしております。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

公共施設につきましては、112カ所ということはわかりました。では、市が直接管理していない民間施設への設置推進の取り組み状況はどのようになっておりますでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

お尋ねの民間施設につきましては、飯塚地区消防本部における本市所管の飯塚消防署と桂川消防署がそれぞれ企業等への救命講習等の際に設置の必要性について説明させていただいているところでございます。しかしながら、その結果、民間施設にどれくらい設置されているかは把握していないという状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

AEDは緊急時に一刻を争う事態に必要となるものでございます。ですから、民間、公共を問わず、どこの施設にあるか、市民に知っていただく必要があるかと思えます。

では、市民への設置場所の周知は、どのようにされていますか。また、設置マップは作成されていますか。さらに、AED全般についての市民への周知・啓発はどのようにされておりますでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

質問議員言われますとおり、AEDは一刻を争う事態に必要となるものでございます。そのた

め、広く市民に知っていただいております。そこで公共施設にしましては、飯塚市ホームページに情報を掲載しております。また、設置マップにつきましては作成してはおりませんが、一般財団法人日本救急医療財団の「全国AEDマップ」では、公共施設のみならず、民間施設の設置箇所についても図上で表記され、市民にわかりやすく整備されております。飯塚市が作成したものではありませんが、市民の方にはこういったところから情報を入手していただけるよう、本市ホームページに掲載することで周知に努めたいと思っております。また、お尋ねのAEDの市民の皆様への周知・啓発でございますが、市ホームページにおけるAEDについての記事の掲載や飯塚地区消防本部ホームページにおける救命講習についての記事の掲載、消防・防災・福祉関連イベントにおいて、周知及び啓発に努めているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

私は、AED設置マップの重要性、有用性は高いものがあると思っております。先ほどの答弁では、市が直接民間へのAED設置や講習会をやっていないとようですので、マップを作成するにしても、AEDを持っている企業や施設の把握から始めないといけないわけでございます。ですから、一刻も早く情報を市民へ提供するには、既存のサイトを活用するのも有効ではないかと思っておりますので、しっかり啓発をお願いしたいと思います。

次に、AEDのメンテナンスはどのようなことがありますか。市の112カ所のAEDのメンテナンスはどこの部署がされておりますか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

一般的に、メンテナンスはバッテリーの交換等でございますが、AEDを使用した場合にはパッドの交換の必要性がございます。あとは耐用年数経過後の更新の必要が生じます。これらAEDのメンテナンスは、設置をしております施設の所管課がおのおので行っている状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

次に設置とあわせて、使える人をふやす必要がありますが、市職員や一般向けの講習会の開催状況はどのようになっていますか。どのくらいの人が受講されていますか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

AEDの使用方法を含みます救命講習は、普通救命講習で約3時間の所要時間となります。この講習を受講いたしますと、消防本部消防長が認定する修了証が交付されます。市職員に対しましては、飯塚消防署、桂川消防署の救急隊員を講師に招き、毎年5回ほど講習会を開催しております。平成25年度は5回で228人、平成26年度は5回で178人、平成27年度は5回で149人の受講となっております。

一般向けの講習につきましては、防災フェア、みんなの健康・福祉のつどいなど、本市関連イベントを活用しての講習や消防署独自の救命講習がございまして、平成25年度は79回で2270人、平成26年度は52回で1563人、平成27年度は1月末現在でございますが、47回開催し、1014人の受講となっております。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

多くの市施設にAEDが設置しているわけです。当然多くの市民が出入りをされますので、市の職員は緊急時にAEDを適切に使用できなければならないと思います。そのために、市職員向けの講習を実施していると思いますが、この市職員の救命講習の受講率はどのようになっていますか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

市職員に対しましては3年を目途に受講するよう推奨しております。先ほど答弁いたしました3年間の受講者のうち、正規職員は419人でございます。正職員862人からしますと、市職員の受講率は48.6%となりますが、平成24年度以前に受講して、業務の都合上、3年間で受講できなかった職員もおりますので、受講経験がある職員の率でいえば、50%を超えるというふうに推測しております。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

もっと高いのかと思っておりました。資料で、前回、公明党の田中裕二議員がですね、平成19年に質問されておりましたが、そのときは30%でございました。それから50%ということで、まだまだ少ないかと思えます。ぜひ市職員は積極的に履行され、そのような緊急時に立ち会うことがあれば、誰でもAEDを適切に使用でき、それによって市民の命を救うことができるよう、受講率をもっと高めるよう、意識を持ってほしいと思います。ところで、飯塚市内では実際にどのくらいのAEDの使用実例があるのでしょうか。AEDの使用件数はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

AEDの実際の使用件数でございますが、AEDが使用されるケースは確実に飯塚地区消防本部から救急隊が出動したと想定しております。消防本部によりますと、平成25年で1件、平成26年で2件、平成27年で3件となっております。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

3年間に6件ということで、これを多いと見るか、少ないと見るか、分かれるところだと思います。ただ、確実に言えるのは、たまたま近くにこのAEDがあった方が6人だったということではないかと思えます。逆に近くにAEDが無かった方は、間違いなくこの数倍はいらしたのではないのでしょうか。この数倍の市民の方の命を救う方法としては、AEDの台数をふやすことが最も有効だと思います。街なかにAEDがあり、いつでもどこでも近くにAEDがある。そういう街であればきっと先ほどの使用件数はもっとふえ、助かる命がふえると思います。

では、AEDをふやすにはどうしたらいいかが市の課題であると思います。既に112カ所の市の施設にはAEDが設置されております。しかし、この市の施設では開館時間しか使用できません。屋外で、また休日や夜間では、AEDが必要な場合、市の施設のAEDが使用できるとは限りません。

そこで、ぜひ推進していただきたいのが、コンビニエンスストアへのAEDの設置でございます。コンビニエンスストアは市内各所にあり、24時間営業をしております。コンビニにAEDがあれば、いつでも使用することができます。昨年8月に愛知県の尾張旭市においてコンビニエ

ンスストアに設置してあるAEDが活用されて命を救う事例がありました。昨年の8月3日ですが、市内に住む60代の男性が自宅で意識を失ったため、家族が119番通報した上で、心臓マッサージを行うとともに、近くのコンビニエンスストアにAEDを取りに行きました。そして男性が意識を失ってから6分後にAEDを使って電気ショックを与えたところ、男性の心臓が再び動き始めたということです。男性は2週間入院しましたが、今は以前と変わらない生活を送っているということでございます。このような事例から見ましても、コンビニエンスストアへのAEDの設置は有効と思いますが推進してはどうでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

先ほどご答弁申し上げましたように、市内112施設にAEDが設置されております。質問議員言われますとおり、これらの施設には基本的に開館時間や休館日がございます。施設内にあるAEDがいつでも利用できるわけではないというふうに認識をいたしております。その他にも、民間施設に相当数のAEDが設置されていると想定しておりますが、24時間、365日、利用可能なものが、どこにどれくらいあるのかについて、確実に把握している状況ではございません。ご提案の、コンビニエンスストアへのAEDの設置が進めば、この状態を解消でき、さらに救われる命がふえるのではないかと想定はしております。しかし、そのためには、AED機器の購入、職員の研修、適切なメンテナンスなど、コンビニエンスストア経営者の理解、協力が必要でございます。現在、AEDにつきましては、総務省消防庁が推進しており、AEDの設置場所や情報収集や情報提供、あるいはAED設置施設従業員や周辺住民への応急手当の普及促進、AED設置箇所情報の通信指令システム登録と情報の活用など、消防本部において今後取り組まれることから、飯塚市におきましても消防組合本部と連携をとり、どのように推進できるか等、協議の上、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

このコンビニへの設置推進については、最近注目されているところでございます。先進自治体の取り組みについてご紹介したいと思います。静岡県三島市では、6年前の2010年（平成22年）の7月1日に、全国で初めて「あんしんAEDステーション24設置事業」として、コンビニへの設置に取り組みを開始しました。年度当初予算にAED32台分のリース代、168万5千円を計上、リース代で1台5万2600円、月額換算で約4380円。この事業で設置する店舗については、あくまでAEDの受け渡しのみで、実際にAEDを使用するのは、その場に居合わせた市民であります。実際の使用例はありませんが、救急救命への意識が高まり、救命実施率が約10%向上したということでございます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。飯塚市は緊急部門を統括する消防部門が消防組合になっており、飯塚市と違う地方自治体となっております。ですから、この議会の質問が別の公共団体に直接的に及ぶわけではありません。とはいえ、目的は飯塚市民の生命と財産、そして生活を守るところにあると思います。これを機会に飯塚市と消防組合が協力して新しい取り組みをしていただくことを期待して、この質問を終わります。

続きまして、少子化対策事業の一つである、不妊症に関する質問をいたします。平成28年度より、市においても不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施されていると聞いております。この不妊の定義についてご説明ください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

妊娠を希望しながら一定期間妊娠しない不妊について、日本産婦人科学会では、おおよそ夫婦が早期に適切な不妊治療を受けることが必要な期間を1年としております。そのため、1年以上妊娠できないケースを指して不妊ということとしております。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

結婚、出産の年齢上昇に伴う治療ニーズが増大し、高年齢層が増加していると聞いておりますが、現状についてご説明ください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

我が国の平均初婚年齢は上昇傾向が続いております。平成19年には男性が30.0歳、女性が28.2歳であったのが、平成24年には男性が30.8歳、女性が29.2歳となっております。そのため、出産時の女性の年齢についても上昇しております。平成24年には第1子出産時の平均年齢が30.3歳となっております。このような状況に比べ、特定不妊治療にかかる医療技術の進歩もあり、特定不妊治療を受ける方の数が増加しております。全体に占める40歳以上の方の割合は、平成20年の約32.1%から、平成22年には約35.7%に増加しております。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

結婚年齢が上がり、初産の年齢も上がっている。ですので、40代での出産もふえているということですね。一般的に母体が若いほうが妊娠もしやすいと聞いております。ですから、出産するならば少しでも早いというのがいいと思っております。

まず、福岡県が実施する平成28年4月1日以降の不妊治療助成の内容の詳細について説明してください。また、自費で不妊治療を受けた場合は、どれくらいの金額になるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

福岡県の助成制度の概要でございますが、対象者は福岡県内にお住まいの法律上のご夫婦。体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みが無いか、極めて少ないと医師に診断された方。所得が夫及び妻の前年の合計所得金額が730万円未満のご夫婦。対象治療は、体外受精または顕微授精となっております。平成26年度以降に新規で特定不妊治療の助成を受ける場合においては、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は、通算助成回数は6回まで、43歳未満の場合は3回までで、初回の治療に限り30万円まで助成することとなっております。

また、特定不妊治療に至る経緯の一環として行われる男性不妊治療にかかる治療費につきましては、特定不妊治療の助成とあわせて申請する場合に限り、前述の金額に加え、1回につき15万円までを助成することとなっております。

ご質問の治療にかかる金額につきましては、体外受精では30万円から40万円、顕微授精ではさらに金額が上がると聞いております。また男性不妊治療につきましては、30万円から50万円程度と見込んでいるところでございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

県の助成制度については、男性不妊治療まで拡大されているということですね。ここで基本的なことですが、不妊治療について簡単に説明してください。人工授精、体外受精、顕微授精の言葉があり、あまりわかりにくいので、ご説明いただけますか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

「人工授精」は、排卵日にあわせて精子を取り、人工的に子宮の中へ精子を送る方法でございます。具体的には採取した精液の中から運動率のよい精子を集めて濃縮処理し、子宮腔内に直接注入いたします。痛みも少なく、1回1万円から3万円前後で施術が可能です。この人工授精での妊娠が望めない場合、次のステップとして「体外受精」によりますが、これより助成対象となるところでございます。

「体外受精」は、体内で受精が難しいと考えられる場合に行う手法で、女性の子宮から卵子を採取し、体外で精子と受精させた後、卵子を子宮の中に再び戻す方法でございます。精子に問題がある場合、卵管機能、卵巣機能に問題がある場合などに体外受精を行います。体外受精の成功率は15%から25%とも、20%から40%とも言われております。ですが、各施設によりその率は違いますし、夫婦の年齢や生殖機能障がいの有無によっても変わります。成功率としては人工授精よりも高くなります。

次に、「顕微授精」でございますが、体外受精でも妊娠に至らない場合、さらなるステップとして、また重度の精子減少症や乏精子症の場合に勧められます「顕微授精」でございますが、人工的に精子を卵子の中へ注入し受精させるという点で、一步踏み込んだ治療法であります。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

「人工授精」、「体外受精」、「顕微授精」のうち「体外受精」、「顕微授精」について県が助成しているということですが、では独自で助成している市町村を把握されていたら、教えてください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

県内では、久留米市、柳川市、八女市、大川市、大木町、豊前市、吉富町、築上町、上毛町が実施いたしております。1回当たりの助成金額は3万円から10万円。特定不妊治療に係る費用から、県の助成金を控除した治療費についての助成となっております。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

県内では久留米市や柳川市などが助成していると。当然、これらの自治体は、県が助成した額に上乗せになっているということですね。どこの自治体も少子化対策の1つとして行っているのは明らかでございます。飯塚市においてもぜひ取り組んでいただきたい事業だと思っておりますが、飯塚市でも平成28年度から助成を始める予定であるとのことですので、簡単でいいので助成の内容について教えてください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

飯塚市におきましては、不妊治療助成にかかる予算を平成28年度当初予算に計上いたしております。他の自治体同様、特定不妊治療に係る費用から県の助成金を控除した治療費を対象とし

ておりますが、対象を通算2回目のみとしております。先ほどご説明いたしましたように、初回については県が最大30万円の助成をすることとなりますので、市独自の助成は2回目に、最大15万円の助成をすることを検討している状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

県の助成による効果というのはわかっておりますでしょうか。また、不妊治療を受けた方がどのくらい出産に結びついていくかわかったら教えてください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

現在、県の助成制度の窓口となっておりますが、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所でございますが、助成申請時に不妊治療を受けたとの証明を提出させております。治療の結果について報告をすることを義務付けていないため、成果については検証できないとのことございました。なお、国が統計として出しております不妊治療による妊娠の実績といたしましては、1回目で約40%、2回目で約56%程度であるとのことでございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

自治体のみならず、国においても、将来の日本を描くのに少子化対策は欠くことのできない施策であると思います。そのために国は不妊治療助成を拡充し、初回の治療費の助成額を倍額し、さらに男性についての治療費についても、新たな助成対象としたわけです。飯塚市も平成28年度から、この市独自の助成制度を創設して、積極的に推進していただけたとのことです。詳細については予算委員会でお聞きいたしますが、特に国が考えるように、原因が男性にあるケースもありますので、今後さらに男性不妊治療費への助成にも取り組んでもらいたいと思います。

続きまして、不育症についてお尋ねいたします。これまでは、不妊症について質問を行いましたので、次に、不育症についてお尋ねいたします。まず不育症とは何かについてご説明ください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

妊娠はするけれども、流産や死産、新生児死亡を繰り返して、結果的に子どもを持っていない場合を「不育症」と呼んでおります。厚生労働省によりますと、2回以上流産、死産、早期新生児死亡を繰り返した場合を「不育症」と定義をしております。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

では、不育症の方はどれくらいの確率で出産に至っているのでしょうか。年齢的な差異などはあるのでしょうか。わかりましたら、ご説明ください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

慶應義塾大学名誉教授吉村泰典氏の講義資料に基づき説明をさせていただきます。不育症というのは、不妊症と違い妊娠はするが、流産や死産を繰り返して生児が得られない状態で、統計によって幅はあるが自然流産の頻度は15%程度とのこととあります。このことから適切な治療をすれば80%以上の方は出産に至っていると言えようかと思います。

年齢的な差異につきましては、やはり若いときに妊娠したほうがよいとされております。残念ながら女性の卵子の老化によってさまざまなことが起きることから、年齢が低いほうが流産率は低く、40歳で体外受精を成功して妊娠したとしても、半分くらいは流産するものと言われていた状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

不育症の方でも適切な治療を行えば、80%以上の方が出産できるということは、希望を持つことができるということでございます。不育症について相談事業を実施している自治体を把握されておりましたら、教えてください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

まず、福岡県における相談事業についてでございます。福岡県におきましては3カ所。宗像・遠賀、それから嘉穂・鞍手、北筑後の保健福祉環境事務所の不妊専門相談センター、女性の健康支援センターにおいて不妊症、不育症などに関して専用電話による電話相談のほか、助産師による面接相談を実施しております。なお、前述の3カ所以外の保健福祉環境事務所につきましては、専門の相談員は配置していないものの、相談があれば対応していると聞いております。相談件数実績は、平成25年度は合計2件、平成26年度は合計6件となっております。なお、県内市町村で相談事業を実施しているところはないという状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

次に治療費の助成事業を実施している自治体を把握されておりましたら教えてください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

治療費の助成状況についてでございますが、治療費助成については、県内自治体では上毛町のみが実施をしております。助成の内容は、1年度において30万円を限度とし、助成期間は通算5年でございます。この他、九州では宮崎県が平成27年4月より助成開始しております。1回の妊娠期間につき最大8万円となっております。また、熊本県小国町や大分県由布市、豊後高田市、鹿児島県薩摩川内市、長島町、助成額は10万円から30万円、小国町や薩摩川内市では「コウノトリ支援事業」と称して周知をされている状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

まだ、不育症については自治体数は少ないながらも、先進的に取り組まれている自治体もあるようでございます。しかし、相談件数も1桁と少なく、周知度が低いということでしょうか。不妊症については御存じの方も多いかと思いますが、不育症についてはほとんど御存じないのではないかと思います。しかし、当事者にとっては深刻な問題であり、またデリケートな問題であることは言うまでもありません。妊娠に対するおそれなどの不安を抱える方々に寄り添い、元気な赤ちゃんを産んでもらうための手助けが必要です。不妊症治療費助成にかかわる男性不妊治療費への助成に加え、不育症の相談事業・治療費助成についても検討していただき、事業を実施していただくことを再度お願いして、今回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前 11時16分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

19番 藤浦誠一議員に発言を許します。19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

質問通告をさせていただいております国際交流広場についての質問をさせていただきます。

まずは、12月に陳情に基づいた質問をいろいろとさせていただきました。いろいろお答えをいただきましたが、この陳情をされている陳情団体、「国際交流広場の正常な運営を求める会」、この名のとおり、この広場の正常な運営を求めるというのが手段、目的であって、この施設を撤去したいとか、排除したいというようなことではない。あくまでも、飯塚市の霊園の中にあるこの施設を、やはり国際交流広場その名のとおり、正常な運営をしていただきたいというのが、この陳情の目的ですので、ぜひその辺のことを、皆さんご理解をいただいております。議員諸兄におかれても、そういった趣旨で、質問させていただいておりますので、どうか正常な運営に向けての議論をしていきたいと思っておりますので、どうかご理解をいただいております。今後の経過、経緯というものを見守っていただきたいなということをもとに、お願いをしたいと思います。

平成27年12月、議会で質問させていただきましたが、その後の対応について、協議もなされているということでございますので、どういった協議であったのか、その後の対応についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

昨年の議会で、議員から質問されて以降、誰もが追悼できる国際交流広場の施設になってほしいとの思いから、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会の理事長と数回協議を行っております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会の理事長と数回協議を行ったということでございますが、その内容について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

その内容といたしまして、国際交流広場の正常な運営を求める会より提出されました陳情書に沿ったものでございます。理事長との協議でございますが、当初、市が整備した国際交流広場に無窮花の会が追悼碑を建立するに当たり、議事録はありませんが、市と無窮花の会で十分に協議を重ね、確認し、平成12年6月に国際交流広場の整備及び管理に関し、覚書を交わし、建立したとの回答でございました。しかしながら、数度の協議を重ねる中で、覚書を交わしてから既に10年以上経ち、その間、情勢も大きく変わっているとのことなどをご理解いただき、内容にも理事長個人で判断できるものではございませんので、理事長個人のみとの協議を重ねるのではなく、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会と協議を行っていく必要があるため、平成

28年2月18日付で、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会に協議申出書を提出いたしております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

建立当時の状況、今の状況、今日の状況、これは本当に国際情勢を踏まえて、諸々やっぱり15年たっていますので、非常に、情勢が変わっているというのは、今の現状だというふうに思います。同時に、そういったことも鑑みて、当理事長との協議ももちろんなんですが、理事長お一人の判断ではなかなか難しい部分もあろうということで、無窮花堂友好親善の会のほうへの協議の申し出を提出しているということですが、協議、申し出提出した後、その後はどういったことになっていますか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

平成28年2月22日にNPO法人国際交流広場無窮花堂親善の会と市とで面談を行い、5項目の協議、提案内容を説明させていただきました。その場での回答とはなりませんので持ち帰り、内部協議を行うというふうな回答を得ております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

5項目、大事な項目だったんだろうというふうに思いますが、その5項目を1項目ずつちょっと教えてください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

まず、1項目めでございますが、慰霊碑の内容の協議検討についてでございます。この慰霊碑の内容につきましては、平成12年に無窮花の会と市とで協議を重ね、その当時いろいろと修正等も行いながら、内容を確定したというものでございますが、情勢の変化により、慰霊碑の内容の検討をお願いしたいというものでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

今ご答弁のとおり、やっぱり情勢というものが非常に変化をしているというふうに思います。慰霊碑については、朝鮮人労働者をはじめとする外国人労働者が炭鉱労働者として石炭産業にかかわった歴史の一部として、また、国際交流及び国際親善の一助となってほしいとの願いを込めて、飯塚霊園内国際交流広場に建立されたということは重々理解をしております。内容的にも、そのような内容が記されておりますが、中には、一部誤解を招きかねない内容もありますので、その分につきましては、その当時の協議を行い、決定しているというようなことですが、再度、その辺のところについての協議というものを深めていただきたいというふうをお願いをする次第であります。

2項目めについては、どのような内容でありましたか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

2項目めにつきましては、無窮花堂友好親善の会が使用する区画面積に対する永代使用料及び

永代管理料についてでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

その分につきましても、今る言われましたことについても、その当時に協議を行い、覚書に記されているということは聞いておりますが、いろんな方面から問い合わせ等がっております。そういったことでまた疑義、やっぱり面積、不法に占用している部分があるんじゃないかと。許可をした以外のやっぱり使用をされているんじゃないかといったようなこと等は、事実として、これ上がってきております。そこのところの協議についても、これももっと詰めた協議をお願いしておきたいというに思いますね。

次に3項目めはどのような内容ですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

3項目めにつきましては、無窮花堂の納骨者名簿についてでございます。国際交流広場は飯塚市の霊園内にありますことから、霊園管理者であります飯塚市が遺骨の確認を行うために、納骨者名簿の提出をお願いするというものでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

はい、遺骨ですね。遺骨の確認、納骨者名簿と同時に提出をお願いしていただきたいというふうにも思います。旧産炭地、旧筑豊炭田で、炭鉱労働者として犠牲になった無縁仏を納骨し、慰霊することは悪いこととは思いません。無縁仏を慰霊するということが国際交流につながる。そうすることによって、市長もお参りができる。いわゆる御霊を慰霊するわけですから、その納骨されている無縁仏の遺骨の確認ができていないことに問題があるのではないかというふうに思うわけですね。このことはそのまま放置していた市にもやはり重大な過失責任があるというふうに思います。積極的な取り組みを、この件に関してもお願いをしたいというふうに思います。

4項目めについてはどのような内容でしたでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

4項目めにつきましては、無窮花堂の英語版パンフレットの英語表記についてでございます。英語版パンフレットには、「slave」という単語が表記されておりますので、今後パンフレットを作成する際には、その分の修正の検討をお願いしたいというものでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

それも12月の時にちょっと指摘をさせていただきましたけど、一番ショックと言いますかね、英語版でパンフレットができて、外国に発信をされているということに対しては非常にショックを受けました。「slave」といった表現、これは奴隷というふうな意味だそうです。そのパンフレットが外国にどんどん情報として流れていると。これは非常に国際的な問題にも波及をしかねない。私ども筑豊の人間として、このことについてはとても看過できる話ではないなというふうに思っております。

最後に、5項目めはどのような内容でしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

5項目めにつきましては、朝鮮人以外で戦前戦中に旧筑豊炭田にて無縁仏となった遺骨の納骨についてでございます。以上5項目の申し出を提案し、今後協議をしたいというふうな旨を伝えております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

陳情を出された内容について、ポイント的にきちんと押さえていただいて、申し出がなされているということに対して、非常にご苦勞いただいているんだということはよく理解をいたします。今提案した5項目の内容については確認をしましたが、今本当にやっこの問題が、多くの市民の方々にも認知をされつつあるというような状況であります。そこで、市として、この国際交流広場がどのような姿になるのが望ましいとお考えでしょうか。どういった方向で協議をしていかれると、これはもう12月にも確認をさせていただき、聞きましたが、改めて、どのような姿になるのが望ましいとお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

飯塚霊園内の国際交流につきましては、当時、国際交流、国際親善の一助になってほしいとの思いから、この広場が整備されたものと認識をしております。このようなことから、市民の皆様だれもが慰霊できる、そのような場所になってほしいというふうな思いがございます。そのためには、すぐには結果は出ないかと思いますが、継続的な協議を行っていくということで、お互いで確認をしております。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

そうですね。私も以前から述べているように、あの国際交流広場は国籍、宗教に関係なく、筑豊を支えた先人を、市長をはじめ多くの市民、住民が顕彰し慰霊できる、そのような施設になってほしいというふうに思っております。これは、建立当時のいきさつといいますか、いろんなことを考えるわけです。当時の市の判断、市長あるいは市部局の判断というものがあったかというところまで言及をしますとね、これ非常に難しい問題というのが出てくると思うんですね。ただ私は、当時の市の判断としてはやっぱり筑豊を支えた方々、特にやっぱり日本にいられた朝鮮人の方々もたくさんおられるというのはこれ事実だと思います。そういった方々を顕彰して慰霊をするという思いでやられたことについては理解をすべきではないかなというふうに思いますが、これが、今ちょっと違う形で表現をされているということは、当時の市長さん方をはじめとしても、違和感を持たれる部分ではないのかなというふうに思います。これはやっぱりそういう顕彰をする、慰霊をするという思いが、何か違う方向で、今表現をされているような思いがしてなりません。これは市の土地、市民の財産、その土地に国際交流広場という名を付けながらも、その国際交流広場の意味をなしてないというのが今問題を提起されておるところであります。したがって、今5項目あったように、朝鮮人だけの無縁仏を納骨するのではなく、その当時、無縁仏となられた日本人も含め、台湾人や朝鮮人の方々も遺骨も沢山あるんだというふうに思います。そういった、この国際交流広場という名のもとで慰霊する必要はあるというふうに私は考えております。この問題は、非常に難しい問題をはらんでおりますので、きょう明日中に結論は出ないというふうに思いますが、市として今後どのような対応策を考えるのか、まず、第一歩を踏み出し、歩み寄りがあったということは、大変意義のある今のご答弁だったというふうに思います。

ぜひとも、今後とも継続的な前を向いた協議をお願いして、一日でも早く、誰もが慰霊できる国際交流広場、本当に名実ともに国際交流広場となることを期待するわけでありますが、市長、いかがでしょう、12月の質問もありました。きょうもこういった重複した内容の質問もさせていただいております。確認、確認ということで、今継続的に協議もしておられますので、そういった経過を踏まえながら、私ね、今の市長がこの広場というものをどのような形になればいいかと、市長としての見解をぜひお聞きをしておきたいというふうに思うわけですが、ご答弁いただけたらありがたいのですが。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

今、るる質問者のほうから、市のほうにお問い合わせがありました。今の世界を見たときに、宗教、それから人種差別、そういう問題で社会がいろいろなところで紛争をしているわけで、そういう状況を見ながら、やはりアジアにおける我々の、大陸から我々はこの日本という地に来ているわけですから、そういうことを考えたときには、やはり相互が、お互いに理解をし合っていかなければならないし、争う必要はない。逆に仲良くしなきゃならない地域であるわけでして、先ほど言葉の中にもありますように、国際交流広場という位置付けであれば、また位置付けで作っておったと思うんで、面積がどうだとか、建て方がどうだとか、そういうことではなくて、国際交流広場として市が管理しながら、やっていければというふうに思っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

ありがとうございます。ぜひ、そういう国際交流広場、真に国際交流広場として、あの場所が今後も末永く、そうしますとやっぱり市としても何がしかの国際交流広場の整備であるとか、いろんなことにも、また知恵が出せるんじゃないかというふうに思いますんで、ぜひそういった方向に向けての引き続きの協議をお願いしたいと思います。

12月からまたこの2月、そして、次のまた議会、定例会のたびに、このことにはどういう進捗状況があるのか、どういう経過を踏まえておられるのか、そういったことの確認はぜひさせていただきたいと思います。

無窮花の会理事長さんはじめ、会の方々にもご理解をいただいて、ぜひ国際交流広場としての姿、きちんとしたものが一日でも早くでき上がることを祈念しまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

引き続きまして、8番 宮嶋つや子議員に発言を許します。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。通告に従い、一般質問を行います。

第1は、本市の障がい者施策についてです。1点目は、障がい者の不安、悩みについてです。障がい者の施策を行うためには、さまざまな障がいのある方が抱えてある不安や悩みをどのように把握されているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

どのように把握されているのかというご質問ですが、平成25年度に第3期障がい者計画策定の基礎資料として、障がい者の生活実態や、福祉サービスの利用状況など把握することを目的に、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者などの方、約4700人を対

象として実態調査及び市民意識調査を実施しております。調査は、対象者に調査票を送付して行い、2251人から回答をいただき、その回収率は47.5%でありました。

この質問の中で、日常生活や将来に対する不安、悩みについての回答として、特に多かったものは、障がいや健康上のこと、経済的なこと、周囲の人の理解に関することでした。外出時の質問では、道路や建物の段差、電車やバスの乗り降りであるとか、障がい者に配慮した設備が不十分であるとか、周囲の目が気になる、といった回答が多く挙がっておりました。次に、仕事に関する質問では、収入が少ないことや、障がいに対する理解が得にくく、人間関係が難しく、障がいを理由に休みをとるのが難しいなどの回答が多く掲げられておりました。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

第3期障がい者計画、これをつくるに当たって実態調査を行われたということですが、今、ご紹介されたような内容になっているそうです。それで、「あなたが充実した生活を送る上で、どんなことに不安や悩みを感じますか。」という問いには、今、ご紹介ありましたけれども、障がいや健康のことまた、経済的なこと、この2つが本当に大きな比率を占めています。この2つの悩みに対して計画の中でどのように取り組んでいるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

本計画では、実態調査及び市民意識調査の結果を踏まえ、基本目標を4つ掲げ、今後の取り組みを進めることとしております。まず第1に、市民の方たちがお互いに障がいを正しく理解して、障がいのある方に接することについての広報啓発などを行い、心のバリアフリーを進めようとするものです。第2は、障がいを理由とする差別の解消など、障がい者の権利の擁護の推進。第3に、障がい者の自立と社会参加の促進。そして第4に、生活環境におけるバリアフリー化の推進を掲げて、様々な施策を展開していくこととしております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

それでは、経済的なことということでは、障がい者は就労しても収入が少なく、アンケートによりますと、身体障がい者の場合24.8%、知的障がい者の場合69.5%、精神障がい者の場合49.7%が7万円未満、収入が7万円未満となっています。収入増につながる就労支援や負担軽減策などの充実に取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

障がいの程度の進展による不安や健康の悩みなどについては、障がい者が適切な医療を受けることができるように、自立支援医療など、医療費の公費負担、助成制度について周知を行いながら、各種健康診査や健康相談の実施により、保健、医療サービスの充実に向けて、保健医療の整備を図ることとしており、また、経済的自立のための就労支援の充実を目指して、国や県、関係行政機関と連携しながら、雇用の場の確保と拡大を図りながら、就労移行支援や職場実習の受け入れなど、就労支援体制の充実に取り組んでまいりますとともに、福祉的就労の場の確保を行うことの必要性から、就労継続支援事業の紹介や、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達等の推進を図ることとしております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

いろんな施策がとられているようではすけれども、やっぱり、障がいはあっても、その方の能力によってできる仕事というのがありますし、多くの健常者の皆さんと交流とか、そういうことも必要だと思いますので、ぜひ、そういうことを充実させていっていただきたいというふうに思います。

次に、障がい児について調査をされたのか、どのような回答があったのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

障がい児に関するアンケートにつきましては、その保護者から回答をいただき、障がい福祉制度についての情報が少ないとか、相談相手がないなどという回答がありました。また、親亡き後のお子さんの世話などの問題に不安を抱えておられるということが大きな特徴となっております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

この実態調査によりますと、障がい児を育てていく上で困っていることや、不安、悩みについては、教育・学習のこと58.1%、就職のこと51%、経済的なこと45.8%となっています。重複の回答となっておりますので、100%を超えておりますが、この3つが大きな比重を占めているように思います。これに対する計画や取り組み、どのように行っているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

障がい福祉制度についての情報提供や障がい児の子育てに関する相談などについて、保護者に向けた支援制度を中心にまとめましたスペシャルサポートガイドブックを作成し、関係各課と連携を図りながら、相談窓口の充実を図ることとし、また親亡き後の不安に対しましては、相談制度の充実とあわせて、成年後見制度利用支援事業の充実を図るよう取り組みを進めてまいります。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ガイドブックができていまして、細かく問い合わせができる場所だとか、こういうことはこういうところに相談したらいいとか、とても丁寧なのができております。ただ、そのとき説明を受けてもなかなかわからないとかいうのもありますので、このガイドブックが本当に生きたものになるように、ぜひ啓発というか、御存じない方とかもおられると思いますので、ぜひそういう面で、ガイドブックをもっともっと活用できるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、2点目に移ります。重度身体障がい者への支援強化についてです。障がいの認定、特に身体障害者手帳にかかる認定についてどのような手順になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

障がい認定に関しましては、厚生労働省が定めた基準に従い、福岡県身体障害者更生相談所が判定を行います。認定までの手順ですが、申請者が医師の意見、診断書を添付の上、市町村にて申請していただき、市町村は県へ進達します。県では、嘱託医、相談所長及び担当職員による障

害者程度審査委員会において判定協議を行います。その判定協議結果を参考にして身体障害者更生相談所長がその判定をいたします。判定結果は、私ども市町村を通じまして、申請者への認定通知、あわせまして身体障害者手帳を交付しているところであります。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

認定は専門家がされるのですから、いろいろ言えるのではないと思いますが、どうしてもやっぱり、もっと認定が高いんじゃないかというようなお話もよくお聞きします。認定に納得がいかない場合については、不服申請などの手続が行われているのではないかと思います。どういうふうに行われているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

市町村の窓口で手帳等を交付する際に、認定について不服がある場合には、審査請求ができる旨の説明をしております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

じっくり、ゆっくり説明していただけないとなかなか納得がいかない方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それから、障がいの種類や等級によって受けられる制度やサービスがいろいろあるようですが、これについても、周知徹底がどのようにされているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

障がい者ガイドブック等を用いて説明、周知を図るとともに、本人やその家族からの相談時に障がい者生活支援センターの相談員からも周知を行っていただいているところであります。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

サービスを利用するのに、パンフレットみたいなものもつくられて、いろいろ詳しく書いてあるようですが、なかなか高齢の方とか、理解がなかなか及んでない方もいらっしゃいますので、ぜひ相手の方の身になって周知徹底をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、皆さんからよくお問い合わせがあるのが、福祉タクシーの利用券についてです。内容についてお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

福祉タクシー利用券につきましては、在宅の重度の障がいのある方がタクシーを利用する際の基本料金を助成する制度で、対象者お一人につき月4枚、年間48枚を、利用券として交付しているところであります。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

身体障がいの方でこの制度を利用できる条件というのは、どういうふうになっていますでし

ようか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

対象となる方は、市民税非課税世帯の在宅障がい者の方で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、また、もしくは視覚、下肢、体幹の障がい者で身体障害者手帳2級の交付を受けている人、または人工透析による治療を受けている人が対象となっております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

先ほど紹介がありましたアンケートでも重度障がい者のうち、ほぼ毎日外出しているという方が24.3%です。タクシーを利用されている方も多くて大変喜ばれています。平成28年の1月現在、517人の方が利用されています。しかし、重度障がいではないけれども、タクシーを使わなければ病院や買い物にも行けない。こういう方もたくさんおられます。利用できる条件を拡大できないでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

本年度において、利用者の方へのアンケート調査の回答では、病院の通院等や買い物などに活用されていることが多く、次いで、理容、美容等、その他といった順で活用されております。今後もアンケート調査を継続し、あわせて当事者団体、支援者団体からの意見をお聞きしながら、本制度における利用者の公平性も鑑みまして、タクシー券の利用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

資格があつてというか、先ほど利用できる条件、述べられましたけども、こういう方々の全てがタクシー券利用されているわけではなくて、利用券、517人と先ほど申し上げましたが、この方々でタクシー券を使おうと、取りにこられるけれども、月4枚、年間最大48枚、これを全て使ってるっていう方は少ないんじゃないかなと思うんですね。約半数ぐらいではなかったかと思いますが。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ご質問のように、例えば透析の方とかは月4回分を完全に使われておられると。その他の障がいの方は、やはり月4枚は利用されていないという現状がありまして、これを交付枚数、総交付枚数に対して、利用限度ですね、された分を単純に平均しますと、大体利用率は57.1%というふうになってる状況でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

そういうことですので、予算としてはもっとあると思うんですね。今、使ってるお金よりも。それで、ぜひ緩和をしていただけないかなというふうに思います。先ほど当事者団体や支援者団体などから意見を聞いてというふうなこともありました。しかし、そういう団体に入ってるしやらない方もたくさんおられます。特に単身者とか高齢のご夫婦、またなどで、介護ができる人

がない方などが本当に、いわゆる2級までは手帳がないけれども、大変だっという方がたくさんおられますので、そういう意味では、予算の枠があるという前提で、ぜひ改善を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

皆さんが、月4枚、年間48枚を利用されるという前提で予算を措置しております。その中で、結果的に、先ほども申しましたとおり、全部利用される方、利用されない方がおられます。例えば、この利用されない方の券を回収して、他の方に渡すとか、そういう不公平なことはできませんので、先ほど答弁しましたとおり、公平性を鑑み、いろいろ当事者団体等ともご意見を聞いていきたいというふうなことでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

回収してということではなくて、当初予算に組んであるよりも利用が少ないので、なんでも、いろんなことをお願いすると予算がないというふうにおっしゃるので、余裕があるから、もうちょっと枠を広げて、本当に麻痺があって、特にだんだん高齢になって余計歩きづらいついとか、特に今バスの便だとかいうのが悪くて、バス停まで行けないという方とかがたくさんおられます。だから、そういう方のために、いろんな一つ一つ条件をクリアすれば、2級ではないけれども使えるというふうな検討をぜひしていただきたいというふうに申し上げているんですが、答えは同じでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

答弁は同じであります。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

かたくなでいらっしゃいますね。ぜひその辺改善を、団体とかだけじゃなくて、個人の方とか、結構苦情が役所のほうにも来ているんじゃないかなと思います。私のところにもいくつか、何人か、いろんな方がそういうことで言ってこられる方ありますから、そういう方は大概、役所でいろんなことを言ってある方ですからね。だから、そういう声をぜひ反映して、今後、こういう意見をもとに改善策、少しでも改善していけるようにしていただきたいということを申し述べておきます。

それで、3点に入ります。3点目は、国、県に対する要望についてです。アンケートでも示されているように、障がい者の方は働いても得る収入が少なく、財政的に厳しい状況にあります。就労支援の問題や利用料などの負担軽減など今も努力してあるということですが、市単独ではいろいろ限界もあると思います。それで、こういうことの改善について、国や県にぜひ要望していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

国、県への要望ということですが、本市では福岡県市長会におきまして、国に対する要望事項として、障がい者の福祉増進に向けた関連施策を充実、強化していくため、障がい福祉サービスに関して、心身障がい者の療育施設及び発達障がい者支援センター、就労支援施設、障がい児通

所施設の整備促進など、施設・環境の充実等を提案しているところでございます。

また、精神障がい者に対しましては、身体及び知的障がい者と同様に、交通機関の割引など、サービスの共通化を図るように求めています。

さらに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる障害者総合支援法ですが、これの充実に向けて、地域生活支援事業の安定的な実施のため、自立支援給付に組み入れ、現在の割り付け補助事業ではなく、負担金事業として、財政負担を適正に行うことを国に求めているところであります。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ぜひ、よろしく願いをいたしまして、次に移ります。

第2は、要支援者の介護についてです。1点目は、要支援1、2の介護サービスについてです。厚生労働省が示した総合政策事業のガイドライン案は安上がりサービスへの置きかえ、要介護認定を受けさせない水際作戦、介護サービスから卒業作戦という3つの手法で介護サービスから切り捨てられようとしています。まず、1番目の低廉な単価のサービスの利用普及とは、ヘルパーなど介護職によるサービスを非正規やボランティアなど人件費の安い非専門職のサービスに置きかえていくということではありませんか。お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

これまでの介護サービスでは、全国一律の利用料金とか、なっております。例えばヘルパー利用では、身体介助と生活支援を合わせたものとなっております。要支援の方は掃除や買い物の生活支援が主であり、生活支援だけなのに、一律の利用料金を支払うこととなります。そこで、生活支援中心のサービスをつくれれば、低廉な利用料金が設定できますが、被保険者の方の負担も軽減されます。また、ヘルパーの資格を持たない方による支援となりますが、掃除や買い物だけということであれば、特に専門の資格を持たなくても、掃除や買い物支援ができることとなります。なお、身体介助が必要な方については、ヘルパーの資格を持つ方による現在と同様なサービスを受けられますので、ご質問のようなことはないかというふうに考えます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

なかなか複雑になってくるようですけども、2番目の認定に至らない高齢者の増加とは、要介護認定を受けない人をふやすということです。高齢者が市に介護サービスを申請し、窓口の職員が要支援相当と判断した場合、要介護認定を受けられないことになるのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

被保険者から、家族などから相談を受けた場合に、予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合には、要介護認定申請につなげますから、認定に至らない高齢者をつくらないということにはなりません。新しい制度でのサービスを希望される場合に、その相談に応じて、窓口の職員がサービスの目的や内容を説明し、基本チェックリストでサービス事業対象者を判断することとしております。なお、既に要支援の認定を受けてる方で、新しい制度での訪問型サービスと通所型サービスだけを利用する場合は、介護認定の更新を省略して、基本チェックリストで対応することも可能とされておりますが、ご質問のような安上がりのサービスへ押し込むということではありません。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

要介護認定の申請はできるということですか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

認定申請はどなたもできます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

結局、窓口の職員の方にまとめられて、あなたの場合はこちらのほうがいいですよ、というようなことになるのではないかなというふうに思います。そこら辺の職員の判断というのが、その人によって違ったりとかいうことも、ちょっと危惧されます。新制度では、高齢者が市町村に介護サービスを申請し、窓口の職員が要支援相当と判断した場合には、要介護認定を省略して代替サービスを割り振ることが可能だというふうになっています。要介護認定を省略された人は、もはや要支援者とは呼ばれずに、非該当と同じ扱いになっていきます。こうして要支援相当の人を大量に安上がりサービスへ流し込むのと同時に、保険制度上の要支援者という存在自体をなくしていこうというのではありませんか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

相談窓口で介護認定を拒むということはまずありません。要支援の方と、それ以外の方、健全な状態でもなく、要介護状態でもないフレイル状態。いわゆる虚弱な方が同じ制度の中で利用できるサービス体系をつくるわけですから、ご質問のような要支援者の存在自体をなくすということではありません。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ぜひ今言われたような方向で、本当にそういうふうになるのか、法律だけ読むとそういうふうになっていないような気がします。

3番目に、自立の促進というのがあります。介護サービスからの「卒業」推進です。新制度のもとで要支援者や要支援相当の人は漫然とサービスを受けるのではなく、要支援状態からの自立に向けた目標を持たされ、行政から目標達成、状態改善とみなされると、単価の低いサービスへの転換や、サービスの終了が求められるのではありませんか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

介護保険法第4条では、「自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健・医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるもの」と規定されております。できる限り要介護状態とならないように努めていただく必要があり、要介護状態となった場合は、状態悪化の防止を目指すもので、無理に自立に向けるものではありません。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

厚生労働省が実施する予防モデル事業などで、今回の法改定を先行実施している自治体では、行政が要支援者を説得し、強引に介護サービスを打ち切ったり、要介護認定の更新を受けさせないなどの事態が相次いでいるそうです。これでは「卒業」ではなくて、「強制退学」と言わなければなりません。そうではありませんか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

「卒業」、「強制退学」ということですが、ご質問のようなことはあり得ません。「卒業」という言葉が、他市で使われたものが全国的に使用されているようですが、要介護認定を受けたときに、ケアマネジャーが十分にアセスメントを行いまして、被保険者の困りごと、課題を把握して、できるだけ希望に沿ったケアプランを作成しておりますが、要支援の方の大部分の方はしっかりとケアマネジメントを行えば、状態がよくなるケースが多々あります。医療に例えるなら、病気になれば良くなりたいたい、治りたいというもので、介護保険で良くならない、ならない方がいいというものではないというふうに思います。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

その介護認定とかでも、やっぱりもっと介護度が違うんじゃないかというようなことで、たくさんの方が納得されてない部分もありますので、納得して、きちんとそれが進行すればいいですけども、本人が納得されないままに、そういう事態になっているのでは、他市の話ですけど、なっているのではないかなというふうに思います。ぜひ、そういうことが起こらないようお願いしたいと思います。

2点目は介護保険から総合事業への移行についてです。厚生労働省はこれまでも要支援者への在宅サービスの給付を白眼視し、ヘルパー派遣の回数制限や1回当たりの介護時間の短縮など給付抑制の改悪を繰り返してきました。今回の改悪は要支援者をまるごと保険制度の枠外に追い出し、非該当と同じ扱いにすることで、給付費の抜本的削減を図ろうとするものではないでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ただいまのご質問は、昨年8月での閉会中の厚生委員会での特別付託を受けております説明の中で総合事業の説明をいたしました。その説明が足りないということでの一般質問ということで答弁をさせていただきます。

ガイドラインは新しい制度についての基本的事項を定めたもので、被保険者の自立支援に向けた関係者間での意識の共有と効果的な介護予防マネジメントのあり方などが示されたところで、

その中には、地域住民によるサービスも示されていますが、地域の実情に応じたサービスを提供することも可能とされたもので、全般的なガイドラインを示されたものであります。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

介護保険がどうなるのかという観点で質問しております。

3点目は、市の責任についてです。埼玉県のと光市は、訪問介護と通所介護のいずれも現行サービス相当は行わずに基準を緩和したA型を創設しました。報酬はそれぞれ、予防給付の9割にしています。現行同等サービスを行わない同市の選択には、これまで要支援者の4割を非該当とし、自立ということですね、「卒業」と称して介護保険から外してきました。飯塚市は厚生労働省のガイドラインに沿った、安上がりのサービスをつくっていくつもりでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

今回変わります制度ですが、通所と訪問は新しいサービスに移行しますが、訪問介護、通所リハ、居宅療養管理指導等の介護予防事業や地域密着型介護予防サービスは従前どおりに利用できることとしております。また、既に介護認定を受けている方が利用できる現行相当のサービスだけではなく、身体介助を必要としない生活支援サービスなど、新たなサービスをつくることとしております。

飯塚市では、平成29年4月から新たなサービスを導入するわけですが、現行相当のサービス、そして緩和したサービス等をつくるために、他市では既に先行してやっているとありますが、被保険者が不利にならないよう、現行相当のサービスだけではなく、緩和したサービスをしっかりと提供できるよう、しているところであります。今後はサービスを受けられないという視点ではなく、真の介護予防として、健常な状態と要介護状態の中間のフレイル状態、いわゆる虚弱の状態とならないように市民の方みずからがフレイル予防に取り組んでいただく仕組みづくりが必要というふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

国の言いなりでは、要支援者がこれまで受けてきた介護サービスが受けられない、こういう方が出てきます。この計画で万全だとお考えですか。国の狙いは、介護保険にかかる予算の削減です。これまで同様に安心して介護サービスが受けられるよう、一人一人について対応できる体制をつくるために、国の言いなりにならず、必要な予算を組んで対応すべきではありませんか。見解を伺います。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

国の言いなりといいますか、今回の新しいサービスにつきましては、地域の実情に沿ったサービスを提供することができるということで、決して給付費の削減ということが目的ではありません。そして、現行相当のサービスを残しておりますので、給付制限をかけるというものではありません。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

国の制度が変わってくるということで、なかなか難しいとは思いますが、やっぱり、今ある介

護保険制度をきちっと守っていくという立場に立っていくべきだというふうに思います。高齢者の皆さんは子どもや周りの人たちに迷惑をかけずに元気で過ごしたいと、本当にそう願ってあります。介護になれば、安心して介護が受けられるというのは、もちろんです。そして介護を必要としない生活が送れるように、その介護の前の施策、これもぜひ工夫して、充実していただきたいというふうにと思いますが、いかがですか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

先ほども答弁させていただきましたとおり、サービスにかかる分はしっかりとつくり上げていきます。また、予防という部分ですね、先ほど言いましたとおり、フレイル予防にしっかりと取り組んでいただく仕組みづくりが必要というふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

その方向で頑張っていたきたい。介護保険は後退させないように、特にお願いして、終わります。

○議長（鯉川信二）

以上を持ちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

「議案第1号」から「議案第10号」までの10件、及び「議案第12号」から「議案第53号」までの42件、以上52件を一括議題といたします。

議題中、「議案第1号」から「議案第10号」までの10件、及び「議案第12号」から「議案第22号」までの11件、以上21件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第23号」について、7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

「議案第23号 平成28年度飯塚市水道事業会計予算」につきましては、約23億円を年間かけて市内の約5万8千戸に給水を行い、1日平均では4トン給水しておるわけですが、お金をかけた水がきちんと必要なだけ各戸に届いて、そしてそれがきちんとお金になって帰ってくるということが必要なわけですが、有収率という数字があります。この有収率向上の取り組み、この間されていると思いますけれども、予算にどのようにあらわれているか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

老朽管更新を年次計画に基づき進めるとともに、公道内の漏水調査を実施しております。予算につきましては、23ページの漏水調査の委託料、また29ページの老朽管布設替工事等に示しております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

合併から10年を迎えるわけですけれども、この10年の間に、水道事業についてもさまざまな統一だとか、改善が行われてきたわけですね。こうした中で、有収率についてはそれぞれの水道事業において大きなバランス、アンバランスがあったわけですけれども、現在でこの有収率について、地域ごとに見ると、どういう改善が行われて、どういう課題が残っておるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

合併後、各地域において老朽管更新、施設整備を行ってまいりました。特に潁田地域は設置後経過年数が多い水道管が多く、重点的に老朽管の更新を実施してまいりました結果、有収率は合併前の平成17年度末で76.54%から、合併後、平成26年度末では78.20%に改善をしております。しかしながら、依然低い状況でありますので、今後も有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

78という数字は、やっぱり相当低いですね。これによって失われる価値というのは著しいと思うのですけれども、この対策にもまたお金がかかるということなんですね。そこで支出の削減についてお尋ねするのですけれども、予算書の予算実施計画の収益的収入及び支出のうち、5ページの上段のほうですけれども、支払い利息約1億8千万円が計上されています。この間、この支払い利息の縮減のために、いろいろ努力されていると思うのですけれども、どういう取り組みをしてきたのか。さらに今後の計画はどうか、お尋ねをします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

企業債は、財政融資資金や地方公共団体金融機構等から借入れを行っております。繰り上げ償還につきましては、平成19年度から平成21年度にかけて、国が実施した経営健全化による取り組みで公的資金保証金免除繰上償還の対象になった起債につきましては、繰り上げ償還を実施いたしました。それ以外の起債につきましては、保証金が発生するため繰り上げ償還は予定しておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

大体、国だとかの金融機関等の同意がなければ、調達した相手の同意がなければ、これがないということになっているのだけれども、現在、企業債ごとの利息がどのくらいになっているかですね、利息ごとの金額とか、そういう数字がありますか。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

平成28年度企業債支払い利息についてでございますが、金利別の内訳につきましては、2%未満が5434万2千円、2%以上3%未満が1億601万4千円、3%以上4%未満が955万2千円、4%以上5%未満が670万1千円、5%以上339万1千円となっております。

す。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

銀行に預けるとお金を取られるという時代にもう突入しているんだけど、その一方で、2%から3%の利息がかさんでいますよね。これについては、皆さん方の諸般の事情もあるでしょうけれども、最終的には水道料に乗っていくわけですから、計画がないという答弁でしたけれども、積極的に、他の水道事業者も困っていると思うので、共同してでも支払い利息の圧縮ができるように、取り組む必要があるんじゃないかと思うんですね。

それで、次なんですけれども、この収益的収入及び支出の収入の項と、資本的収入及び支出にあるわけなんですけれども、他会計補助金がありますね。他会計補助金の目的が何か、お尋ねをします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

水道企業の他会計補助金は簡易水道事業の企業債償還等に伴うものでございます。簡易水道につきましても、旧穂波町の政策として取り組みが行われ、平成23年度に水道事業に統合したもので、簡易水道債の元利償還の一部を一般会計から受け入れております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

簡易水道は、基本的には一般会計でやって構わないものだと思うんですね。そのための企業債の元利償還金の一部を、その一般会計から繰り入れているということなんですけど、これ当然ながら補助金をふやしてもらってしかるべきだろうと思うんですよ、一部ではなくて。そのように思います。

それから予算書の11ページに債務負担行為に関する調書があります。浄水場運転管理等業務委託料ということになっているわけなんですけれども、私は、水道行政の公共性、これがなければ生きていけないわけですから、水道事業ではキーワードとしては、3つの「安」ですね、安心、安定、そして安価というのがあるわけなんですけれども、この公共性を考える場合、この3つの「安」に代表される公共性を考えると、民間委託ではなく、市が水道事業においては直営で行うべきだとずっと考えて、そのように主張してまいりました。それで、そういう立場から見ると、皆さんがこういう民間委託、業務委託をされていて、平成17年からでしょうから、相当経つわけですね。業者も途中で変わっているんだけど、この事業を水道事業の本来事業との関係でどのように評価しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

浄水場の運転管理については委託を行っております。民間ノウハウを活用して安全で安心して使用していただく水道水を供給するとともに、委託をすることによって財政効果が出ております。上下水道局は公営企業でございますので、経費の削減等に努めるのは当然だと考えております。その企業努力を行うことによって、合併後10年が経過しようとしておりますが、市民の皆様の負担増となる料金改定を行わずに、これまで続けてこられたというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は水道事業の無駄は省かなくてはならないと思うのだけれども、水道事業が備えていなければならぬ、先ほど言ったようなことを含めた公共性、そのリスクが民間業務委託でなかったかどうかということを考える必要があって、平成17年以降特に。それで、それを深く考える機会を災害という形で、今度受けたと思うんですよ。あれほどの大規模な断水状態があった時に、今の水道局の体制で防止はどうか、それから復旧体制はどうだったのかということを考える必要があると思うんですね。今、全体として考える必要があるのだけれど、特にこの民間委託でどうだったのかという角度も考える必要がある。今度の災害については市全体で取り組みをしたと思いますが、水道局の職員も相当減らしてきていますよね、10年の間にね。うろたえたところは相当あると思います。事前の防止という点でいえば、空き家率が十数%までできていたわけだから、そのこともね、検討できたはずと思うんですよ。そうしたことを含めてですね、今言った水道事業の公共性、安心、安定、安価という角度からですね、自己評価し直してもらいたいと、この際してもらいたいというのを述べて、議案質疑ですから、これで終わります。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。

「議案第24号」について、7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議案第24号、平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算案ですけれども、工業用水です。事業の概要を、この際、初めにお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

本事業は、昭和45年に石炭産業にかわる本市の浮揚発展を図るため、企業誘致を目的に実施されました産炭地域振興対策でございます。現在は、後牟田工業団地や津島工業団地等の事業者6社へ給水を行っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

「6しゃ」というのは、「者」という字を書くんですか。6者のうちの1つは、飯塚市が草に水をやるために健康の森で使っているということなんですね。だから、会社の「社」というなら、5社ということですね。それで、どうしてこんなに少ないかということもあるんですけども、市の工業用水の単価はどのように変化してきているのか、また、他の都市の工業用水と比べるとどの位置にあるのかお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

料金の変化でございますが、昭和45年開始しましたときがトン当たり4.5円、昭和52年に12円に変更しております。さらに昭和57年にトン当たり30円に変更をしております。

他市との比較でございますが、福岡市がトン当たり60円、豊前市が45円、朝倉市が22円となっております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それで、今、年間総給水量が17万トン、これが供給能力の目一杯なのかね、まだ余力があるのか、もちろんあるわけですけども、この余力がどのように変動しているか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

施設の能力といたしましては、1日当たりございますが4650トンございます。現在の契約水量が467トンでございますので、余剰能力といたしましては89.96%ございます。動向ということでございますけど、少しでも多く使ってもらうために、経済部において企業訪問をして、工業用水のPRを行って営業に努めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

福岡市並みの60円取るとどうということになるかと思えますけど。企業誘致のほうも考えてもらう必要があるのだけれども、水売るために、企業に来てくださいというふうには企業誘致のほうは考えにくいでしょうけど、水道局はそれで頑張らないといけませんよね。

久保白ダムから出発した水が明星寺の配水場まで行くわけでしょう。若干、浄水というか、沈殿させて、そのあとは後牟田まで行くわけでしょう。で、後牟田のあとはどこに行くのですか。津島に行くわけでしょう。で、津島から吉北まで行くわけですね。そうすると、鯉田工業団地というのは評価大いに分かれるところがあると思えますけど、工業用水は使ってないわけですね。だから水道局としては、市長部局に、こちらのほうに需要が発生するように頑張ってもらいたいというふうにする必要があるんじゃないですか。遠賀川渡って鯉田工業団地まで、ちょっと無理ですね。そういうこと言い出した時は大変ですけど。

そういう状況にあることを念頭に置いた上で、予算実施計画中にですね、35ページですけども、収益的収入及び支出にある他会計補助金2689万7千円と、36ページの資本的収入及び支出の収入の項ですね、ここにも他会計補助金が2590万4千円あるわけですけども、この理由について、お尋ねをします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

収益的収支及び資本的収支のそれぞれの収支の過不足額につきまして、予算に定めた範囲での交付を受けております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

わかりました。それで予算明細書中49ページに資本的収入及び支出の工事請負費があります。津原導水管仕切弁改良工事、及び津原導水ポンプ場2号導水ポンプ改良工事となっているんですけども、工事概要と予算額の考え方についてお尋ねをします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村武敏）

津原ポンプ場につきましては、久保白ダムから明星寺浄水場に送出するための中継ポンプ場であり、ここで加圧をして送水をしております。導水管の仕切弁改良工事では、ポンプの加圧に圧縮して適正に送るための仕切弁の改良工事でございます。また、導水ポンプでは3台あるうちの1台を老朽化に伴い改良するものでございます。予算額の考え方といたしましては、水道事業と産水事業の水利権に伴う率で按分をしており、工業用水につきましては、18分の5を産水のほうで負担をしております。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。「議案第25号」について、7番 川上直喜議員の質疑を許します。

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

議案第25号、平成28年度飯塚市下水道事業会計予算案についてお尋ねをいたします。下水道料金が暮らしにとって負担だと、接続されている方はですね、という声が日本共産党の住民アンケートにも随分寄せられています。経営の改善を行いながら負担引き下げをと思うんですけども、そこで、下水道使用料の増収を、水洗化率を引き上げる必要があると思うんですね、増収のために。現状がどうなっているか、また向上のためにどういう取り組みをしているのか、お尋ねします。

○議長 (鯉川信二)

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長 (中村武敏)

水洗化率は、平成27年度決算見込みで87.4%、平成28年度の予定が87.8%で、伸び率0.4ポイントを見ております。水洗化率を上げるための施策でございますが、検針員によるチラシ配布や職員による個別訪問を行いますとともに、市報掲載による広報を行っております。資金面におきましては、融資あっせん及び利子補給制度を定めております。また高齢者補助金制度による補助も行っているところでございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

その取り組みをずっとされてきて、なかなか上がらないというところに苦しみがあるわけですね。ですから、これまでの努力を積み上げながら、新たな工夫も必要かと思えます。同時に公共下水道頼りの本市の汚水処理については、計画もあろうかと思えますけれども、一本やりというふうにならないように、これは意見を述べておきたいと思えます。

それで、予算実施計画中55ページにあります収益的収入及び支出の中で支払利息として、下水道事業としては約2億5千万円が計上されております。水道と同じ様に、縮減のための借り替えや、繰り上げ償還、実績と今後の計画を伺います。

○議長 (鯉川信二)

上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長 (中村武敏)

水道事業会計でご説明しましたように、企業債は、財政融資制度や地方公共団体金融機構等から借入れを行っております。繰り上げ償還につきましては、平成19年度から平成21年度にかけて、国が実施した経営健全化による取り組みで公的資金補助金免除繰上償還の対象となった起債につきましては、繰り上げ償還を実施いたしました。それ以外の起債につきましては、補償金が発生するため、繰り上げ償還は今のところ予定はしておりません。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

先ほど言いましたけど、銀行に預ければ金を取るぞという勢いでしょう。このときに、2%も3%もね、飯塚の住民が利息を払わないといけないのかというのを、よく国に言っていくことは筋が通っていると思うんですよ。そのように考えますので、議案質疑ですので、これで終わります。

○議長 (鯉川信二)

質疑を終結いたします。

次に、「議案第26号」から「議案第40号」までの15件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第41号」について、7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議案第41号、飯塚市中小企業振興基本条例案について、お尋ねします。去年の夏以降、市として、それまでの努力の上に、半年ぐらいかけて制定準備をしてきたと思います。それで、この制定を検討するにあたり、本市内の産業の推移など、実態をどのように把握していったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

産学振興課長。

○産学振興課長（長谷川司）

市内産業の状況につきましては、各種統計資料などにより分析を行っております。主な特徴といたしましては、市内の名目総生産額は、2004年以降、2012年までの統計調査ですが、減少傾向が続いている状況となっております。市内の事業所数につきましては、事業所数がピークであった1996年と2012年の比較において25.7%の減少となっております。

主な産業別では、建設業・製造業28.4%の減少、卸売業・小売業・飲食店につきましては、41.6%の減少、サービス業につきましては、医療・福祉関係事業所の増加もありまして減少率は低く、9.6%の減少となっております。農業経営者につきましては、2005年と、2010年の比較において16.1%の減少となっております。

また、主な産業の生産状況につきましては、製造業は2008年と2013年の比較におきまして、2012年までは10%を超える減少率でありましたが、2013年は2008年の水準にまでほぼ回復いたしております。商業におきましては、卸売業・小売業の年間商品販売額の1997年から2007年の比較におきまして26%の減少となっております。農産物販売額につきましては、2005年と2010年の比較において10.7%の減少となっております。

以上のような生産額・事業所数などの各種統計資料から市内の各産業の状況につきましては、景気低迷、人口減少とも相まって、企業間の競争激化などにより、総体的に市内の経済産業が縮小傾向にあるものと認識いたしております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

考えてみると、リーマンショックで著しいマイナス成長になり、東日本大震災の折にさらに著しいマイナス成長になっている。統計で、2013年までというものだとか、2012年までというものがありましたけれども、実は、安部内閣が消費税を増税した2014年というのが、今申しあげました2つの著しいマイナス成長とほぼ同じぐらいのマイナスになっているわけですね。そうした中で、市の認識は、緩やかに景気は回復しつつあるという国の認識を踏襲するという答弁が代表質問でありましたけれども、この実態を見ただけでも、その認識を改めなければならないというふうに思うんです。しかし、飯塚市はこの間に無為無策で来たかという、そういうわけでもないです。地元の業者やその団体、あるいは日本共産党も議会で提案もし、してきたことでもありますけれども、そうした中で、いくつか重要な振興策を行ってきておると思うんですね。そこで具体的には、どういった施策を行ってきたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

産学振興課長。

○産学振興課長（長谷川司）

市内産業への主な施策と致しましては、経済部におきましては、創業支援、産業の創出、新技術開発及び販路開拓に対する補助、企業誘致、中心市街地における空き店舗対策補助事業、長期事業、小口事業、不況対策等、目的別に9種類の融資制度、農業者及び認定農業者への育成支援、農地の集積集約化、地域産品ブランド化支援など、各種施策により産業振興策を行ってまいりま

した。また、小規模事業者登録制度、変動型最低制限価格方式の導入、分離分割発注など入札や発注制度の改正や住宅リフォーム補助制度など、本市のさまざまな施策により市内業者の支援を行ってきたところであります。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

実は今お話になった施策の中で、自民公明政権のもとで誘導されて行ったものが随分あるわけですね。それによって、中小企業対策にならないで、結果としてマイナスになったものも挙げられております。しかしながら、例えば地元の中小業者は最低制限価格の入札が集中して、くじ引きで最も低い入札価格、落札価格になって苦しいというような声が殺到したと思います。そうした中で、変動型最低制限価格方式を導入したり、それから、これは重要だったと思いますけれども、住宅リフォーム助成制度を導入してきたことは、特別に重要だったと思うんですね。住民の声を、また中小業者の声をきちんと聞いて、頑張ったものについては成果があったのではないかというふうに思うんです。

そこで、私はそのように思うのですけれども、皆さん、執行部のほうはそういう施策を打ってきたのだけれども、その効果をどのように見ているか、また十分でなかった、あるいは私が指摘するように逆行した面もあるのではないかという面があるのですけれども、それらについて原因はどこにあると分析されておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

産学振興課長。

○産学振興課長（長谷川司）

先ほどご答弁いたしました各種産業資料の推移からみてみますと、市内産業の減少を防止するには至っておりません。しかしながら、施策を実施した場合としなかった場合を検証することはできませんが、市内産業の縮小を抑制する効果はあったのではないかと認識いたしております。

また市内産業の縮小の主な原因といたしましては、長期的な景気低迷、海外生産の増加による産業の空洞化、企業競争の激化、人口減少、少子高齢化による生産年齢人口の減少などが主な原因ではないかと考えております。このような厳しい状況に対し、中小企業者への競争力強化のための支援、産業の集積、企業ニーズに応じた支援策などさまざまな施策によりまして、また、社会が一体となって地域経済の活性化を図る必要があると認識いたしております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この条例の中にはですね、市の責務、中小業者等の役割、関係団体の役割とかありますけれども、これ条例ということで書きにくかったかもしれませんが、最も大きいのは国の責務だと思うんですね。今の日本経済、地域経済を大変な状況に追い込んできたのは、1つは消費税の増税です。これに代表されるような個人消費の落ち込み、直接的な地元中小業者に対する打撃というのがあっているのですよね。もう1つ言えば、先ほど介護労働者の問題についてね、正規の資格を持たなくても、家事労働で資格持った人と同等の報酬を出すのはいかがなものかという部長の答弁があったけれども、介護が全くわかってないわけですね。要介護の方のお家のごみ片づけというような専門職としては非常に重要なんですよね。どういうものが、ごみとして出ようとしているのか、出ていないのか。わからないでしょう、部長は素人だから。でも専門職の方はね、わかるわけ。こういったふうな働く人たちの収入を削っていこうとする国の政策に右へならえではね、まずいですよ。だから、ここに国の責務というのが本当はあるわけです。それともう1つはですね、要因として挙げられなかったものとして重要なことは、大企業の役割、責務なんですよ。で、これは実は第9条に入っているでしょ。入ってないかな。入っているでしょ。これ重要

なんですよ。ところが、今の答弁の中にはね、大企業の振る舞いによって、自分のところの労働者が苦しんでいると同時に、さまざまな単価の切り下げだとか不利益な交渉、自分が優位に立っていることから来る価格交渉とかね、消費税の押しつけとかね、そういった大企業の振る舞いが中小企業、本市でも例外でないと思います。こういう国の責任と大企業の責任によって本市が頑張ってきたことが、なかなか芽が吹かないという角度が、こういう角度での問題の立て方があるのではないかと思うんですね。だから、国の責務はこの中からは、観点が落ちています。不十分ではあるけれども、大企業の責務については入っています。

○議長（鯉川信二）

すみません。7番川上議員にお願いいたします。意見ではなく、質問にさせていただきますでしょうか。

○7番（川上直喜）

それで今回、これまでの取り組みについて、評価が私と大分違うと思いますけれども、それにしても、この条例を制定することにより、今までの産業施策、それから今後これを制定したことによる産業施策、どういった点が変わるのか、発展するのかね、お尋ねしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

産学振興課長。

○産学振興課長（長谷川司）

この条例につきましては、本市の中小企業が、本市経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の地域特性に応じ、中小企業振興の基本となる事項となる基本理念や基本方針を掲げ、市、中小企業者、大企業者、大学、産業支援機関、関係団体、金融機関、市民の責務などを明確にし、その連携、協力のもと、一体となって地域経済の活性化を図ることを目的に制定を行うものであります。

今後の産業施策につきましては、この基本理念や基本方針、それぞれの責務を明文化することによりまして、中小企業振興を行う市や企業者など、それぞれがこの条例に基づき、同じ理念、方針を共有し、同じ方向性を持つことで、各種産業施策が一層効果を持つ施策になるものと考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この中にはですね、第3条において、3つの基本理念が書いてあります。これは重要だと思いますね。それから第4条においては、4つの基本方針が書いてあると思うんですよ。これはいずれも重要です。それで、先ほどから国の責任と言っております、これについてはね、こういう条例、理念条例をつくる地方自治体がふえております。これをね、国にこういうものをつくったのだけれども、国がまともな政治をやらないと絵に描いた餅になるということですね、消費税の増税を止めてもらいたいということも含めて国に要求していく必要があるんじゃないかと思うんですね。

それからもう1つは、大企業について、こういう役割という規定をしているわけですから、飯塚市というまちは、こういう条例をつくったのだということで、同じような自治体もあると思うのですけれども、大企業に対してね、飯塚市はこうやってつくったと、きちんとやってもらいたいというようなことを言う必要があると思っております。

関連して言うと、本市はこの間100億円単位の、大規模な事業を次々に打っているのだけれども、地元の下請業者、あるいは孫請業者、零細業者と、その働いている人たちのところに市が設定した賃金単価が単価通りにきちんと渡っているかということ、渡ってないでしょ。ですから、それを保障するためにはね、この理念条例に続いて、公契約条例など実行を担保させる条例を次々に打っていく必要があるだろうと思います。

それで、最後に要望を述べておきたいと思っております。これ見られて気がつくと思うのだけれども、

農業という位置付けが全くないですね、多分、中小企業の中に入っているという考え方だと思います。私は、先ほどの数字では16%というような数字が出ておりましたが、代表質問では35%の減という数字もあるわけですね。それで、今、本市の農業は、基本的に再生をさせなければならないと、振興どころではないという状況と思うんですよ。だから、この際ですね、農業政策分野においても、この振興条例の精神を、理念をきちんと通していくというふうにしてもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。

次に議案第42号から議案第44号までの3件についてはいずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

議案第45号から議案第48号までの4件について、8番 宮嶋つや子議員の質疑を許します。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

45号から48号まで変更契約の締結についてということで、幸袋小中一貫校建設に関する議案です。まず初めに、これは工期延長ということですが、工期延長の理由をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹（大庭良幸）

今回の新校舎等建設工事につきましては、平成27年2月3日に入札を行いまして、2月9日から臨時議会の開催をお願いし、2月12日に議決をいただき、工事を進めてきておりました。しかしながら、学校建設におきます資材の搬入等、輸送に使用する進入路が軟弱地盤であったため、その進入路の改良工事期間中の輸送量の減少により遅延、及びその後の輸送計画を周辺生活環境に配慮した計画に見直したため、新校舎の建設完了が本年6月というふうな形となっており、今回の変更契約という形となったものでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

進入路が軟弱であるということは、当初わからなかったということですか。

○議長（鯉川信二）

建築課長。

○建築課長（永岡眞二）

当初は、着工してすぐに住民説明会等を行いました。その中で住民からのご意見の中で、地盤が悪いというようなご意見が出ておりました。そういったところからですね、注意して、輸送計画を立てようというような状況から着工に入った、工事に入ったものでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

よくわかりませんが、当初わからなかったということですね、今の答弁は。今回、入札が2月3日ということではありましたが、当初の入札が流れたということになっているのですが、この今回の2月3日の入札に至るまでの入札の経緯を教えてください。

○議長（鯉川信二）

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹（大庭良幸）

変更契約の状況というお話と思いますが、幸袋小中一貫校建設工事におきましては、当初平成26年11月26日を入札として、平成26年10月31日に告示をいたしておりましたが、入

札参加予定者が辞退をいたしましたことから、再度入札を平成27年1月14日として平成26年12月5日に告示をしておりました。しかしながら、平成27年1月6日に入札されました庁舎建設におきまして、入札参加予定であった業者が庁舎建設工事を落札されたため、入札参加者がいなくなりました。このことから、2月3日入札で平成27年1月9日に再度告示をいたしまして、現在の建設業者の応札がなされたものでございます。

その後、2月9日からの臨時議会の開催をお願いさせていただきまして、先ほどの12日に議決をいただいたものでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

一度ならずも二度入札が中止をされているという状況の中で、新庁舎建設工事に入札されていた業者が同じ幸袋のほうの入札にも参加予定であったと。先に新庁舎建設の工事入札があったので、そちらに流れてしまったということですけども、このことは先に新庁舎建設工事の入札が行われれば、そういうことになるのではないかという予測はつかなかったのですか。

○議長（鯉川信二）

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹（大庭良幸）

入札に参加される予定という形になりますので、おそらく、それで新庁舎のほうで入札が実際に応札ができるかというところはわかりませんので、予定としてうちのほうに入札の指名のほうを出されている方については、そのまま告示のほうで入札の参加資格の申請をされておりますので、その結果で、うちのほうとしては受ける形でなろうかと思っております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員にお願い致します。提出議案に対する質疑を行っていただきますように、お願いいたします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

何が沿っていないのか納得できませんけども、そういうことで、これまでも入札が流れたというのは、過去の問題でもあったわけですから、その辺ではもともとの入札が遅れたことが、まあ、軟弱地盤の話が今さっきありましたけれども、そこも流れとしては出てくるんじゃないかなと思います。それで質問をいたしました。

2月3日に、最終的にはそういう流れで、2月3日にしか入札ができなかったということですけども、この2月、その前の入札、最初の11月、1月の入札予定のときの工期はいつまでだったのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

建築課長。

○建築課長（永岡眞二）

当初は、平成28年2月29日で、その次が平成28年3月20日でございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

それでは、その当初、2回目で平成28年3月20日までということになっていましたけども、その後第3回の入札では、工期が平成28年3月31日までと書かれています。この間、入札が2カ月遅れているわけですが、この2カ月入札が遅れたのに、10日間ぐらいの工期延長しかされていないのですが、31日までの工期で当初からやれるという決断だったのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

建築課長。

○建築課長（永岡眞二）

厳しい条件ではあったと思いますけれども、飯塚市として、内部で協議を重ねまして、工期内で完成するとして発注を行いました。しかしながら工期延長の経過で、今説明があったとおり、軟弱地盤で思うような工事の進捗が図れなかったということで、このような変更には至りました。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

地盤が緩かったということで、学校が住宅街に隣接していて、なかなか大変だということで、トラックが制限されたということで、おくれたというような話ですが、工事は2月から始まったんですかね。どの時点から、工事がおくれ出したのかということをお教えください。

○議長（鯉川信二）

建築課長。

○建築課長（永岡眞二）

先ほど申しましたように、着工しまして、地元住民の方への説明会の中で、いろんなご意見を聞く際に地盤が緩いよとかいうそういったご助言がありまして、それを受けまして、3月から着工し始めたのですが、移送の計画を当初考えていたよりも少し、ダンプの台数等の運行間隔を長めにとったりとかして、付近の住民に迷惑をかけないような対応をとっておりましたけれども、先ほど申しましたその軟弱地盤の対応に非常に苦慮しまして、大きくおくれ出したのが4月、5月と、そういったところの状況になっております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

3月から始まって、5月頃からトラックが走れなくなったということで、どんどん工事がおくれているということですね。もともと基礎が、地盤が緩いというようなことが想定外であったというのが、もともと学校をそこに作ろうと考えた時点できちっと調べておくべきであったと思いますし、その辺は納得がいきません。この工期延長を、具体的にどの時点でいつまでにするというのを決められたのは、いつの時点で、どなたが決められたのか教えてください。

○議長（鯉川信二）

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹（大庭良幸）

最終的な入札の告示の前に、工事請負業者の選定委員会が開催されております。その時点で最終的な工期、また金額、そういうところで入札の告示の決定という形をさせていただいております。変更を決定した日にちといいますのは、平成27年1月7日という形となっております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

すいません。よく聞こえなかったので、もう一度お願いします。

○議長（鯉川信二）

建築課長。

○建築課長（永岡眞二）

すみません。先ほど申しましたように、地盤等の影響で、運行台数が減りまして、非常に工期が延びてしまいました。我々としては毎週毎週現地のほうに赴いて、業者や設計事務所と市と協議をして、何とかその工期を縮める方法はないのか、おくれを取り戻す方法はないのかということで、とにかく頑張ってくださいと、いろんなことをお互いに提案しましょうということで、ずっとやったんですけれども9月ごろに、業者ももうこれ以上縮めるところはないんですということで、工期延長願というのが9月に出されまして、それを受けまして、関係課と協議をしまして、これはもう工期をおくらせるしかないだろう、伸ばすしかないだろうということで、10月に入りまして検討をやったということでございます。（発言する者あり）

○議長（鯉川信二）

ご静粛をお願いいたします。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

9月に延長を決めたということですが、もとに戻ってですね、契約した時は業者の方も3月31日までで工事ができますということで入札されて、契約を結ばれたはずですよ。違いますか。

○議長（鯉川信二）

建築課長。

○建築課長（永岡眞二）

そのとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

じゃあ、こういう、工事が遅れて延長する、そういう場合に、どこに原因があるのか、業者が契約どおりにできないということになれば、業者の責任というのは問われないのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

建築課長。

○建築課長（永岡眞二）

今回のおくれる原因となったのが、もともと指定をしておりました進入路、仮設道路ですけれども、そこを利用して、いろんな資材とか、土砂等の搬出入をそこでやりなさいということで指定をしておりましたけれども、その仮設通路に軟弱性がある、それが原因で工事がおくれたということで、業者の責任ではなく、地盤の対策といったこととか、それとか、我々の見通しの甘さ、そういったところが原因でこういった状況になりましたので、業者への責任はないと考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

ふつうですね、契約していついつまでにこういうものを作りますという契約するわけですから、飯塚市のほうが無理な注文をしたとしても、工期をきちんと、お互いに認めて契約したわけですから、工期がおくれるということでは、業者にも責任が大いにあるのではないかなと、その辺、ちょっときちっと原因を追及していただきたいということを申し述べて終わります。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。次に議案第49号については質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。議案第50号について、8番 宮嶋つや子議員の質疑を許します。8番 宮

嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

「議案第50号、指定管理者の指定期間の変更」についてということで、飯塚市斎場です。これは12月の議会で否決されたものですが、この12月議会の後、経過をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

飯塚市斎場の管理運営につきましては、12月市議会での否決との結果を受けまして、その後、関係各課と協議、検討を行ってまいりました。その中で、再度、指定管理者の公募から選定までを行うことを検討いたしました。十分な公募期間が取れないこと、また、新たな指定管理の候補者を選定し、その議案承認を今議会で得られた場合におきましても、非常にタイトなスケジュールとなるため、業者間の引き継ぎに必要な期間の確保が大変厳しいということ、それからまた斎場にかかる業務の特殊性など、さまざまな事情等を鑑みた結果、安全で正確な火葬業務の履行、及び市民サービスの安定を図るために指定期間の延長を行うことといたしました。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

再入札を検討しましたが時間がなかったという答弁だったと思うんですが、もし12月議会で否決されたら、もう時間がなくなるとはわかり切ったことだろうと思うんですが、それではなぜ9月議会で提案されなかったのかお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

私どもといたしましては、この指定の議案というものが否決ということ的前提に上程させてもらったものではないことから、12月議会をお願いをいたしたところです。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

健康の森でしたかね、9月議会で否決されたんですかね。そういうのが過去にもあるわけですから、きちんとして余裕持ってやらないと、議会は賛成してくれるだろうというようなことだったのかなと思います。再入札もできないということで、現管理をされている管理者に1年延長ということになっているようですが、その理由、こういう場合にそうするというような根拠があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

現在、本市が定めます指定管理者制度導入に係る指針というものがございますけれども、これには指定の議決を得られなかった場合の対応ということについては特段の記載等はございません。したがって、関係各課と協議、検討を行った結果、平成29年度からの斎場の運営、管理につきまして、指定管理者制度の見直し等による新たな指針に基づきまして、指定管理者の選定を行うことといたしまして、それまでの平成28年度の1年間に限り、現指定管理者の指定期間の変更を行うものでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

いろんな、その特段のルールはないと、そういうことが起こらないだろうということで、もともと議会にかけられているようですから、そういうことなのでしょうけども、もうちょっときちっとした選定なり、計画的なことをやっていただきたいことを申し述べて終わります。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。議案第51号について、24番 道祖 満議員の質疑を許します。

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

「議案第51号 飯塚市過疎地域自立促進計画を定めることについて」質疑をさせていただきたくておりますけれども、私、ICTの活用内容については、一般質問をしておりますので、ここではですね、審査要望ということでとどめておきたいと思っておりますので、要望内容について委員会の中で審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、ICTの活用内容は、どう取り組む考えなのかを確認させていただきたいと思っております。自立促進計画18ページ以降に記載の現状と問題点及びその対策として、ICTを活用した地域活性化として、「光通信等超高速ブロードバンド網の整備を推進し、過疎地域における定住・移住の促進や地場産業の活性化、テレワーク等のICTの利活用による地域経済雇用の基盤強化を図ります。」と記載されておりますので、これまでの整備状況がどうなっておるのか。以前から行政視察等で徳島やら行きますと、過疎地域だからいろいろな情報関連の整備が進んで、それが雇用に結びついているということがあります。それで、過疎地域だからですね、実証実験ができる部分もあるのではないかと思いますので、実証実験を行う考えがないのかと、それと、なおかつ過疎地域の情報化促進としてICTを利用した地域活性化が考えられるわけですけど、具体的な構想についてどのように考えて取り組んでいくのかをですね、委員会の中で確認させていただきたい。審査要望で終わります。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。

次に、「議案第52号」及び「議案第53号」、以上2件については、いずれも質疑通告がっておりませんので、質疑を終結いたします。

以上、本案52件については、お手元に配付いたしております、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第76号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」、及び「議案第77号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（田中秀哲）

ただいま上程になりました議案のうち、まず「議案第76号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」の提案理由につきまして、別冊になっております「補正予算書」によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第1条で、既定の予算総額に9434万6千円を追加して、予算の総額を686億6383万2千円にしようとするものでございます。今回の補正は、国の補正予算（第1号）に伴う関連事業にかかる経費を補正するものでございます。なお、今回活用いたします国の交付金につきましては、3月末の交付決定となりますことから申請ベースとなります。

第2条（繰越明許費の補正）は、3ページをお願いします。「第2表」に記載しておりますように、「女性活躍推進連携事業」以下7件の事業につきましては、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。内容の説明は、省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。

「追加議案書」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「議案第77号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」につきましては、学校教育法の改正に伴い、福岡県の修学資金の貸与の対象者が追加されたもので、これに合わせ、本市の貸与の対象者を追加するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案2件は、お手元に配付いたしております、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

提出されております請願が2件あります。お手元に配付しております請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第5号」は総務委員会に、「請願第6号」は議会運営委員会にそれぞれ付託いたします。

お諮りいたします。明3月4日から3月17日までの14日間は、休会といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明3月4日から3月17日までの14日間は、休会と決定いたしました。なお、この間、ご苦勞とは存じますが、各委員会の開催をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。おつかれさまでした。

午後 3時25分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

調査担当主査 林利恵

書記 岩熊一昌

議事係長 斎藤浩

書記 淵上憲隆

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 田中秀哲

教育長 片峯誠

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 伊藤博仁

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 田中淳

福祉部長 金子慎輔

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 諫山和敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

会計管理者 森田雪

産学振興課長 長谷川司

環境整備課長 大久保秀信

建築課長 永岡眞二

上下水道局総務課長 中村武敏

学校施設整備推進室主幹 大庭良幸

